

秘

國際貸借改善ノ方策

(庫) 一四八二五

種別	大正九年	十年	十一年	十二年	十三年
燐寸	六、四三三、〇〇〇 <small>円</small>	六、三三九、〇〇〇 <small>円</small>	五、共三、〇〇〇 <small>円</small>	一〇、六四九、〇〇〇 <small>円</small>	九、二二六、〇〇〇 <small>円</small>
硝子及製品	三、三三九、〇〇〇	九、九九七、〇〇〇	百、三〇九、〇〇〇	百、二一八、〇〇〇	一、三、九七二、〇〇〇
水産物	一七、三四三、〇〇〇	一四、五七〇、〇〇〇	六、三八六、〇〇〇	九、八九四、〇〇〇	二四、六二四、〇〇〇
絶縁電線	八、〇四三、〇〇〇	三、七三三、〇〇〇	七、八一六、〇〇〇	一、六〇九、〇〇〇	一、三、共〇、〇〇〇



國際貸借改善ノ方策

目次

甲、貨物ノ輸入及貿易外支出ノ抑制

- 第一、國産品愛用ニ關スル施設ヲ爲スコト
- 第二、國産品ノ製造ヲ援助獎勵スルコト
- 第三、各省海外拂節約ノ實行ハ今後モ之ヲ繼續スルコト
- 第四、産米増殖計畫ヲ樹立シ之カ實行ヲ期スルコト
- 第五、民間外資輸入抑制方策ヲ徹底的ニ實行スルコト
- 第六、政府ハ外國起債ヲ爲ササル方針ヲ採ルコト

乙、輸出ノ促進貿易外收入ノ増加策

- 第一、一般的輸出促進策
- 第二、特殊輸出品ニ對スル輸出促進策
- 第三、貿易促進會議ヲ開催スル<sub>カヌ、南洋等ヲ巡回セシムルコト</sub>

第一、貿易の促進ニ關シテハ、通商條約ヲ締結スルコト  
 第二、無條約國ニ對シテハ、通商條約ヲ締結スルコト  
 第三、貿易外收入増加策  
 第四、對越貿易ノ促進ニ關シテ方策ヲ講ズルコト  
 第五、通商條約ノ締結ニ關シテ方策ヲ講ズルコト  
 第六、貿易外收入増加策  
 第七、通商條約ノ締結ニ關シテ方策ヲ講ズルコト  
 第八、貿易外收入増加策  
 第九、通商條約ノ締結ニ關シテ方策ヲ講ズルコト  
 第十、貿易外收入増加策

第四、對越貿易ノ促進ニ關シテ方策ヲ講ズルコト  
 第五、通商條約ノ締結ニ關シテ方策ヲ講ズルコト  
 第六、貿易外收入増加策

附 録

- 甲、國貨貨價改善ノ目標
- 乙、國産品展覧會要綱
- 丙、官廳用品産完會要綱
- 丁、民間外資輸入現在高並ニ之カ制限ニ關スル勅令案大藏省告  
示案
- 戊、商關商社債償還ニ關スル件
- 己、特殊輸出手形ニ對スル爲替上取扱ニ關スル件
- 庚、帝國經濟會議沿革
- 辛、東洋南洋諸國綿製品輸入額

丙午、對外通商關係現在一覽表  
發、貿易外收入ノ增加策

丙午、對外通商關係現在一覽表  
發、貿易外收入ノ增加策



國際貸借改善ノ方策要綱

國際貸借改善ノ目標トスル所ハ輸入ノ抑制又ハ輸出ノ促進並經常的貿易外收入ノ増加又ハ其ノ支出ノ減少ニ依リ結局約二億五千萬圓ヲ捻出シ、國際貸借決済ノ調整ヲ圖ルニ在リ。(右二億五千萬圓算出ノ根據ハ之ヲ別紙甲「國際貸借改善ノ目標」ニ掲ケタリ)然ラヘ之カ實行ノ具体的方策如何。

甲、貨物ノ輸入及貿易外支出ノ抑制

外國貨物ノ輸入ヲ抑制スルト同時ニ貿易外支出ヲ減少セシムルノ方策ハ國際貸借改善ノ消極的方策トモ謂フヘキモノナル處、大体論トシテ此ノ方面ヨリスル方策ニ依リ國際貸借改善ニ貢獻シ得ル程度ハ餘リ大ナルヲ得サルモノト思惟セラル。蓋シ我國輸入貿易ノ品目ヲ見ルニハ大正十一年十二年及十三年ノ三年間平均、但シ臺灣及朝鮮ノ分ヲ含マ

國際貸借改善ノ方策要綱

イ、原料	品	八六一、〇〇〇、〇〇〇圓	(四七%)
ロ、原料用製品	品	三五八、〇〇〇、〇〇〇圓	(一九五%)
ハ、食料	品	二五〇、〇〇〇、〇〇〇圓	(一三七%)
ニ、全製	品	三四七、〇〇〇、〇〇〇圓	(一九%)
ホ、其ノ他ノ雜品		一五〇、〇〇〇、〇〇〇圓	(八%)
計		一、八三六、〇〇〇、〇〇〇圓	

ニシテ原料品及原料用製品ハ輸入總額ノ六六%餘ヲ占メ、之等ニ付テハ殆ント輸入抑制ノ方法ヲ講スルコト頗ル困難ナル事情アリ、残り三四%ノ部分ニ付テモ著シキ減少ヲ來タサシムルコト容易ノ業ニアラサレハナリ、而カモ輸入抑制ノ適確ヲ期セムトセハ輸入管理ノ如キ制度ヲ採用スルノ外ナカルヘキモ、之カ實行ノ能否並適否ニ付テハ慎重講究ヲ要スヘキモノナルヲ以テ、茲ニハ此ノ問題ニ觸レズ大體實行可能ナリト認ムル方策ヲ列舉スルニ止メムトス。(尙我國物價ノ低高ナルカ爲ニ外國品輸入ノ増加ヲ來スコトハ看過シ難キ事實ナルヲ以テ輸入

（Faint, mostly illegible text on the right page, likely bleed-through or very light printing. Some characters like '輸入' and '輸出' are visible but difficult to read clearly.)

抑制ノ方策トシテハ物價引下ヲ實行スルコト頗ル有效ナリト思惟セラ  
 ルルモ此ノ問題ニ言及スルトキハ本稿ノ範圍ヲ條リニ廣汎ナラシムル  
 フ以テ之ヲ附途ニ詳究スルコトトセリ

第一、國産品愛用ニ關スル施設ヲ爲スコト

一、勸業獎勵ノ運動ハ官民ノ協力ニ依リ全國各地方ニ亘リ其ノ效果ヲ  
 擧ケツツアリト雖、時々其ノ<sup>強</sup>調スヘキ目標ヲ改メ、人心ヲシテ  
 恒マサラシムルコト肝要ナリ。此ノ時ニ當リ、該運動ノ目標ノ一  
 トシテ國産品愛用ヲ強調スルハ最適當ノ措置ト認ム  
 依テ、次同ノ勸業強調週刊若シ九月一日ニ始マル週刊ニ實行準備  
 不能ナラハ其ノ末ノ週刊ニ於テハ主タル目標ヲ國産品愛用ノ宣傳  
 ニ置クコトトシ、勸業獎勵中央委員會ニ諮リタル上之カ具体的施  
 設ヲ講スルコトトスヘシ

二、國産品展覽會ヲ開催スルコト（其ノ要綱別紙<sup>甲</sup>ノ通り）

三、官廳用品展覽會ヲ開催スルコト（其ノ要綱別紙丙ノ通り）

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible due to fading and ghosting.)

本展覧會ノ目的トスル所ハ別紙要綱記載ノ如ク單ニ國產ノ愛用ノ  
ミニ限ルモノニアラサルモ、之カ實行ハ廣ク國民ヲシテ國產愛用  
ノ美風ヲ馴致セシムルヲ效果アルモノト認ム

第二、國產品ノ製造ヲ援助獎勵スルコト

一、外國品ニ代フルヘキ國產品ノ製造ヲ獎勵スル爲メ關稅定率中改正  
スルヲ適當ト認ムルモノヲ調査シナルヘク進ニ之ヲ實施スルコト

二、日本産業協會工政會其ノ他ノ團體ヲ援助シテ優良國產品製造ヲ一  
層助勞スルノ方法ヲ講スルコト (但シ之等特別ノ豫算ヲ計セサルコト)

三、輸入品ニ代用シ得ヘキ見込アル國產品製造業ニシテ金融上困難ナ  
ル狀況ニ在ルモノニ對シテハ權限下ニ民間團體特殊銀行等ヲ鼓勵  
シテ之ニ必要ナル金融上ノ援助ヲ與ヘシムルコト

第三、各省海外拂節約ノ實行ハ今後モ之ヲ繼續スルコト

大正十三年度ニ於ケル各省海外拂金額ハ一四八、五一七、〇〇〇圓ノ多  
額ニ上リ之ニ外債元利拂七、五五〇、〇〇〇圓 (但シ四分半償還ヲ除

本展覧會ノ目的トスル所ハ別紙要綱記載ノ如ク單ニ國產ノ愛用ノ  
ミニ限ルモノニアラサルモ、之カ實行ハ廣ク國民ヲシテ國產愛用  
ノ美風ヲ馴致セシムルヲ效果アルモノト認ム

第二、國產品ノ製造ヲ援助獎勵スルコト

一、外國品ニ代フルヘキ國產品ノ製造ヲ獎勵スル爲メ關稅定率中改正  
スルヲ適當ト認ムルモノヲ調査シナルヘク進ニ之ヲ實施スルコト

二、日本産業協會工政會其ノ他ノ團體ヲ援助シテ優良國產品製造ヲ一  
層助勞スルノ方法ヲ講スルコト (但シ之等特別ノ豫算ヲ計セサルコト)

三、輸入品ニ代用シ得ヘキ見込アル國產品製造業ニシテ金融上困難ナ  
ル狀況ニ在ルモノニ對シテハ權限下ニ民間團體特殊銀行等ヲ鼓勵  
シテ之ニ必要ナル金融上ノ援助ヲ與ヘシムルコト

第三、各省海外拂節約ノ實行ハ今後モ之ヲ繼續スルコト

大正十三年度ニ於ケル各省海外拂金額ハ一四八、五一七、〇〇〇圓ノ多  
額ニ上リ之ニ外債元利拂七、五五〇、〇〇〇圓 (但シ四分半償還ヲ除



ク一並爲替交換差額一六五四三、〇〇〇圓ヲ加算スレハ約二四一、三  
 一四〇〇〇圓ノ巨額ニ上レリ。

大正十四年度各省海外拂見込金額ハ右金額ヨリモ尙相當多額ノ増加  
 ヲ見ルヘカリシ處各省海外拂節約協議會ニ於テ出來得ル限り之ヲ節  
 約スルニ努メタリ而カモ事實前年度実績ニ比シテ減少セル金額ハ必  
 ラスシモ多シト云フヘカラス、而シテ大正十四年度外債元利拂金額  
 ハ七八、七九三、〇〇〇圓（舊關西社債償還ヲ除ク）ニ上ル見込ニシテ  
 外ニ貨幣交換差減豫算モ相當額ヲ計上セサルヘカラサルヲ以テ依然  
 トシテ國際貸借ヲ不利ニ導ク重大ナル項目タルヲ失ハス

依テ今後ニ於テモ各省海外拂節約ノ實行ヲ一層嚴正確實ナラシムル  
 ノ要アリ、之カ爲ニハ左ノ方法ヲ講スルヲ適當ト認ム

一、大正十五年度豫算査定ニ當リテハ海外拂ヲ廢スル費目ニ付テハ最  
 モ嚴重ナル査定ヲ爲シ止ムヲ得サルモノノ外、海外拂ヲ生スル新  
 規經費ハ之ヲ認メサルコト

大正十四年度各省海外拂見込金額ハ右金額ヨリモ尙相當多額ノ増加  
 ヲ見ルヘカリシ處各省海外拂節約協議會ニ於テ出來得ル限り之ヲ節  
 約スルニ努メタリ而カモ事實前年度実績ニ比シテ減少セル金額ハ必  
 ラスシモ多シト云フヘカラス、而シテ大正十四年度外債元利拂金額  
 ハ七八、七九三、〇〇〇圓（舊關西社債償還ヲ除ク）ニ上ル見込ニシテ  
 外ニ貨幣交換差減豫算モ相當額ヲ計上セサルヘカラサルヲ以テ依然  
 トシテ國際貸借ヲ不利ニ導ク重大ナル項目タルヲ失ハス

依テ今後ニ於テモ各省海外拂節約ノ實行ヲ一層嚴正確實ナラシムル  
 ノ要アリ、之カ爲ニハ左ノ方法ヲ講スルヲ適當ト認ム

一、大正十五年度豫算査定ニ當リテハ海外拂ヲ廢スル費目ニ付テハ最  
 モ嚴重ナル査定ヲ爲シ止ムヲ得サルモノノ外、海外拂ヲ生スル新  
 規經費ハ之ヲ認メサルコト

三 海外出張ニ付テハ左ノ制限ヲ設クルコト

- (1) 高等官以上ノ海外出張ニ付テハ内閣ニ於テ其ノ用務出張先等ニ付厳密ナル調査ヲ遂ケタル上許可スルコト
- (2) 調査ノ爲出張スル者ニ對シテハ他ノ官廳ヨリ便宜必要ナル調査ヲ依頼スルノ途ヲ開クコト
- (3) 海外出張官吏ノ復命書調査報告書等ハ全文又ハ其ノ要領書ヲ複製シ關係官廳ニ配布スルノ制ヲ樹ツルコト
- (4) 海外出張官吏ハ止ムヲ得サル事情ナキ限り本邦船ニ依リ往復スルコト

(5) 海外出張旅費ニ他ノ費目ヨリ流用セムトスル場合ニハ大藏大臣ノ承認ヲ受クルヲ要スル旨ノ勅令ヲ制定スルコト

三 各省備品消耗品中外國品ニ代ルヘキ優良内國品ニ關スル調査ヲ爲シ其ノ結果ニ基キ當該内國品ノ購入使用ヲ各省ニ推薦セシムル爲優良内國品調査會ヲ設置スルコト

一、調査ノ目的  
 二、調査ノ時期  
 三、調査ノ場所  
 四、調査ノ人員  
 五、調査ノ方法  
 六、調査ノ結果  
 七、調査ノ報告  
 八、調査ノ費用  
 九、調査ノその他

10-14  
62,434

右調査會ハ商工省特許局ヲ中心トシ各省關係官及技師ヲ以テ之ヲ組織スルコト

以上ノ各施設ニ依リ大正十五年度各省海外物産額（外國元利拂ヲ除キ）ハ一億圓以下ニ減少セシムルコトトスヘシ。

第四、産米増殖計劃ヲ樹立シ之カ實行ヲ期スルコト

我國輸入貨物ノ品目ヲ見ルニ、原料品及原料用製品重要部分ヲ占メテ少ナカラサルヲ得サルコト前記ノ如キモ、右以外ノ品目ニ付テハ由來輸入力抑留ノ方法ヲ講スルノ要アリ。此ノ趣旨ニ基キ食料品ノ輸入ニ付之カ抑留ヲ加フルカ如キハ最近五年間ニ於ケル外米ノ輸入年平均額ハ四一、九四六、〇〇〇圓ナリ。以テ若シ國內産米計劃ヲ樹立シ之カ輸入ヲ削減スルトセハ、輸入貨物ノ改善ニ資スルコト蓋シ尠少ナラサルヘシ。尤モ産米増殖ニ依

（Faint, mostly illegible text on the right page, likely bleed-through or very light printing. Some characters like '第四' and '組織' are visible at the top.)

Vertical text columns on the right page, mostly illegible due to fading and bleed-through.

ル外米輸入抑制ノ效果ヲ現出スルコトハ一朝一夕ノ業ニアラスト  
荷モ實行可能ニシテ效果アルノ手段ハ此ノ際如何ナルモノト  
實行スルヲ要ス。加之本件ハ我國民生生活上ノ最重要問題ナル食糧問  
題ノ解決ヲ併セ伴フモノタルニ鑑ミ、是ニ適切ノ處米計劃ヲ撰テ、之  
カ實現ヲ期スルハ最便宜ノ措置ナリト信ス。(産米増産計劃案ハ別紙  
起草中)

尙本件ニ關シ日本酒類運入律使用スル米ノ多寡ナルニ鑑ミ、之カ  
釀造方法ノ改善ニ依リ米使用ノ節減ヲ圖ルコトハ外米輸入抑制ニ資  
スル一方案ナリト認フヘシ

第五、民間外資輸入抑制方策ヲ徹底的ニ實行スルコト

民間外資輸入ハ當面ノ爲替維持ノ爲ニ效果アリト雖、國際貸借ノ將  
來ニトリテハ頗ル憂慮スヘキ結果ヲ齎ラスコト明ナリ。  
民間外資輸入現在額ヲ見ルニ

總 方 債 (大正十三年末) 一、二七、四〇三、〇〇〇圓

各之カ關シ方格別詳見別紙









ルコトトスルヲ適當ト思惟ス

第六、政府ノ海外起債ハ今後漸次之ヲ實行セサルノ方針ヲ採リ、且明

春債還期到來スヘキ舊關西社債百萬磅ハ之ヲ現金償還ヲ爲スコトハ

舊關西社債償還ノ件ニ付テハ別紙(戊參照)

右諸般ノ施設ニ依リ如何ノ輸入抑揚又ハ貿易外支出ノ減少ヲ見ルヘキヤ  
算定困難ナリト雖初年ニ於テハ少クトモ五千萬圓爾後年ト共ニ増加シテ  
一億圓以上ニ達セシムルコト困難カラサルヘシト認ム

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the number 12 and other illegible characters）



乙、輸出ノ促進及貿易外收入ノ増加策

國際貸借改善ノ積極的方策トモ謂フヘキハ輸出ノ促進及貿易外收入ノ増加ヲ圖ルヘキ方策ヲ講スルコトナリ。右ノ内貿易外收入ノ増加ヲ圖ルコトハ實行頗ル困難ナルコトニ屬スルヲ以テ所期ノ目的ヲ達スル爲ニハ主力ヲ輸出ノ促進ニ注カサルヘカラス。

既ニ述ヘタルカ如ク國際貸借改善ノ目標金額ヲ大体二億五千萬圓ト概算シ其ノ中少ナクトモ約五千萬圓ハ前記甲、輸入抑制等ノ方策ニ依リ其ノ目的ヲ達シ得ルモノトセハ輸出方面ニ於テ負擔スルヲ要スル金額ハ二億圓トナル此ノ二億圓ノ輸出増加ヲ圖ル爲ニハ如何ナル輸出品ヲ選擇シ之ニ向テ獎勵策ヲ講シテ可ナリヤ。吾人ハ我國輸出品工業並其ノ海外販路ノ現状及將來ヲ觀測シ左ノ通りノ品種ヲ擧ケ之ニ輸出増進ノ金額ヲ分擔セシメムトス

一、棉製品（棉絲、棉布、メリヤス製品）

一億圓

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible due to fading and ghosting.)

三、絹織物（柞蠶製品ヲ含ム）  
 三、陶磁器、硝子製品及水産物  
 四、其他ノ輸出品

合計

五千萬圓  
 二千萬圓  
 三千萬圓  
 二億圓

因ニ右ノ中綿製品ニ付テハ輸出増加ニ伴ヒ一面棉花輸入ノ増加ヲ見ル可ク我國紡織業ノ現状ニ於テハ一億圓ノ綿製品製造ニハ約六千萬圓ノ棉花輸入ヲ要スルヲ以テ一億圓ノ純輸出増加ヲ得ル爲ニハ約二億五千萬圓ノ綿製品ノ輸出増加ヲ圖ラサル可ラス故ニ實際ニ於テ輸出増加ヲ要スル金額ハ前記ニ億圓ニ一億五千萬圓ヲ加ヘタル三億五千萬圓トナルヘシ

以下先ツ輸出促進ニ關スル方策ヲ述フヘシ  
 輸入抑制ニ關シテ述ヘタルカ如ク輸出ヲ促進スル爲ニハ物價ヲ引下ルコト肝要ナルモ本件ハ之ヲ別途考究スルコトトス

第一、一般的輸出促進策

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including phrases like "輸出促進策" and "物價"）

輸出促進策中各種出品ニ通スル一般的方法トシテハ  
(一)重要輸出品工業組合法及輸出組合法ニ依ル組合ノ組織ヲ獎勵シテハ

シ其ノ機能ヲ發揮セシムルコト

(二)重要輸出品工業組合及輸出組合ニ對スル資金上ノ援助ヲ爲スコト

A 本件ニ付テハ爲替資金上ノ援助ニ關シ最近別紙已ノ通り決定セ  
ルヲ以テ該決定ノ實行ヲ期シ、尙其ノ實踐ニ當リテ適宜改善ノ  
方法ヲ講スルコト。

B 右ノ爲替資金上ノ援助ト共ニ一面其ノ創立及御座ノ事業ヲ助成

スル趣意ヲ以テ從來勸業銀行ヲ經テ産業組合其他各種組合ニ依

リ資金ノ融通ヲ爲シタルノ方法ニ準シ組合ノ協定の設備資金ト

シテ(利)資金ヲ融通スルノ方法ヲ講スルコト

(三)輸出品原料ニ對スル關稅ノ減免又ハ戻稅開庫ヲ擴張スルコト

關稅定率改正ニ付テハ其ノ各方面ニ及ボス影響頗ル重大ナルモノ

アリ慎重調査ヲ要スルモノアルヘシト認メラルル處輸出促進ノ爲

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

Faint, mostly illegible text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side.

ニ輸出品ノ所製原料ノ輸入ニ付テハ關稅改正ニ依リ其ノ關稅ノ減  
免ヲ圖ルカ然ラサルトキハ長稅<sup>①</sup>ヲ擴張スルノ方策ヲ講ツルコ

①

ト重要輸出品ノ生産地ヨリ輸出港ニ至ル迄及其ノ原料品ノ輸入港ヨ  
リ生産地ニ至ル迄ノ鐵道運費ノ相當ノ程度ニ於テ之ヲ引下ルコト  
ノ能否ヲ考ヘテ之ヲ補助スル<sup>②</sup>一別條度管國經濟會議ノ決議ニ  
<sup>②</sup>運送ノ運費ヲ削減スル方策ヲ研究スル

第二、特殊輸出品ニ對スル輸出促進策

刻下ノ國際貸借ノ危機ニ際シ其ノ巨額ナル還調ヲ轉換スル爲ニハ以  
上述ヘタル一般の輸出促進策ノ外特ニ有量ナル重要輸出品ニ對シ凡  
ニル保護獎勵ノ方策ヲ講シ其ノ輸出促進ノ爲全幅ノ努力ヲ傾注スル  
コト緊要ナリ而シテ右特定輸出品トシテ茲ニ綿製品及絹製品ノ二ニ  
付其ノ施設ス可キ事項ヲ撰記セムトス

(A) 綿製品ニ對スル輸出促進策

我國ノ綿製品輸出額ハ最近五十年平均約四億圓ニシテ前記諸國年



(一) 高級品ノ製造ヲ研究獎勵スルコト

進ノ目標ニ據シハ之ヲ六億五千萬圓ニ増加スルノ要アリ是レ一見  
 甚ク至難ノ業タルニ似タリト雖モ巴爾幹半島以東ノ南洋東洋諸洲  
 諸國ニ於ケル綿製品ノ一年間輸入額約二十三億圓ニ達シ(附録辛  
 參照)亞細亞全土ニ於ケル消費量約四十億圓ト算セラレ一面我國  
 ノ紡績業カ(1)資金ノ低廉ニシテ生産費安ク(2)運賃其ノ他ノ諸點ニ於  
 テ地理的ニ最も有利ナルコト(3)紡績業者及棉業者ノ先物取引巧妙  
 ニシテ原料棉買付及製品賣付ニ付英米ノ新業者ヨリ當ニ有利ナル地  
 位ニ在ルコト(4)混棉ノ技術格ニ優秀ナルコト(5)上述ノ原因ニ因リ  
 日本綿糸カ當ニ割安ナルコト等ノ理由ニ依リ他ノ諸國ヲ許ササル  
 長所ヲ有セルヲ以テ將來歐米先通國ト競争シテ我カ販路ヲ擴張シ  
 得ルノ余地頗ル大ナリ故ニ綿製品ノ輸出促進ニ對シ特ニ保護獎勵  
 策ヲ講スルコトハ貿易政策上最も便宜且有效ナル措置ナリト謂ハ  
 サル可カラズ以下其ノ方策ヲ記述スベシ

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

今棉花ノ消費量ト其ノ製品價格トノ割合ニ付英國ト我國トヲ比較  
 スルニ英國ハ大正十二年ニ於テ棉花ノ輸入量二百七十萬俵其ノ價  
 額八億六千萬圓ニ對シ綿製品輸出額ハ十七億七千萬圓ナルニ我國  
 ハ同年ニ於テ棉花ノ輸入量二百八十八萬俵（支那ニ於テ爾日本紡  
 績業ノ使用量ヲ含ム）其ノ價額六億二千萬圓ニ對シ綿製品輸出額  
 ハ僅カニ三億三千萬圓ニ過キス其ノ相違ハ兩國綿製品ノ等級ニ於  
 テ在リ我國紡績業ハ高級品ノ製出ニ  
 於テ尙研究ノ余地頗ル大ナルヲ語ルモノナリ若シ今日以上高級品  
 ノ製出ニ成功スルトキハソレ支原棉ノ消費量ヲ節約シ得ルコトト  
 ナリ國際貸借ノ改善ニ貢獻スル所頗ル大ナルモノアリ之ヲ以テ我  
 國織業ノ將來ハ一ニ高級品ノ研究及製出ニ在リト謂フ可ク之レカ  
 爲メ相當大規模ノ國立棉業研究所ヲ設置ニ付計畫ヲ急ムルコト緊  
 急ノ要務ナリト認メラル

海

(二) 各地方ノ個人棉業家ヲシテ進ニ重要輸出品工業組合ヲ組織セシメ

*[Faint, mostly illegible text on the right page, possibly bleed-through or very light printing.]*

製成品ノ粗製蓋造ヲ戒メ検査ヲ嚴重ニシテ船格ヲ統一シ共同ノ商  
 標ヲ使用シテ之カ徹底ニ努ムルコト  
 三 從來ノ小巾綿布ニ代ヘ廣巾綿布ノ製造ヲ奨励シ政府ニ於テ補助  
 金制度ヲ設ケ其ノ促進ヲ圖ルコト  
 四 印度洋航路ノ延長ヲ圖ルコト  
 目下日本郵船其ノ他ノ本邦船會社ノ印度洋航路ヘ注意止リニシ  
 テ小亞細亞地方及阿弗利加東海岸地方ニ輸出スル綿織布ハ荷物  
 積換ノ爲多ク大ノ経費ト日故トヲ蒙スルヲ以テ印度洋航路ヲ主眼  
 ヲリ更ニ小亞細亞地方及阿弗利加東海岸ニ延長スルカ南米航路  
 ノ汽船ヲシテケーブクワンノ外阿弗利加東海岸ニ寄港セシムル  
 カ又ハ同地方巡航ノ爲特別汽船ヲ配置スルカ何レカノ方法ニ依  
 リ船送ノ上ノ便宜ヲ圖ルコト  
 又ハ印度洋汽船會社所屬船ヲ使用スルモ一案ナルヘシ

國 橫濱正金銀行ヲシテアレキサンドリヤ及南亞ケーブクワン東印

附記

~~附記~~ 糸利加多イボノ其年輸出貿易促進ニ必要ナル地方ニ支店又ハ出  
 張所ヲ設ケシムルコト  
~~附記~~ 糸利ヘク速ニ綿糸ノ輸入税ヲ撤廢シ<sup>フルクト</sup>操短廢止ヲ斷行セシムルコ  
 トニ付別途考案スルコト

現行ノ綿糸關稅ハ本邦ノ紡績業カ僅々四五十萬錠ヲ有スルニ過  
 キサリシ時代ノ遺物ニシテ既ニ五百萬錠ヲ有シ紡績會社ノ平均  
 利益率二割五分ニ達セル今日ニ於テハ既ニ關稅保護ノ必要消滅  
 シタルノミナラス之アルカ爲却テ恣ニ操業短縮ヲ行ヒ綿布及メ  
 リヤス等ノ原料糸ノ價格ヲ鈞上ケ此等綿製品ノ輸出ヲ阻害スル  
 ノ結果ヲ來セリ故ニナルヘク速ニ綿糸關稅ノ撤廢ヲ行ヒ操短廢  
 止ヲ斷行セシムルコトハ最モ緊要ノ事ナリト認メラル

備考 本邦外國貿易統計ニハ輸出總額物ノ種類ノ別別ヲ示サス輸  
 出營業者ニトリ不便ナルヲ以テ之ニ適當ナル改正ヲ加フル  
 コト

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)



(B)

絹織物ニ對スル輸出促進策

本邦ノ生糸輸出ハ近年既ニ其ノ頂點ニ達シタルヤノ感アルノミナラ  
 ス一方ニ於テハ人造絹糸及支那蠶糸ノ勃發アルヲ以テ今日以上多大  
 ノ輸出増加ヲ期待スルコトハ困難ナリト思惟セラル然ルニ絹織物ハ  
 其ノ製法意匠ニ付充分ノ工夫ヲ施スニ於テハ尙需要増加ノ余地アリ  
 トセラル殊ニ紡績絹糸ヲ使用スル所謂富士絹ノ如キハ已ニ世界ノ市  
 場ニ其ノ地位ヲ保チ大正元年ニ於テ僅々五千圓ノ輸出ニ過キザリシ  
 モノ大正十二年ニ於テ予三百萬圓大正十三年ハ優ニ二千萬圓ヲ超過  
 スルノ盛況ヲ示シ此ノ上尙上伸ノ見込充分ナリトセラル又諸洲産存  
 量紡績糸ヲ使用スル紳紡絹織物ハ大正十一年以來米國、加奈陀、南米  
 諸國ニ輸出セラレ其ノ金額ニ於テハ未ダ爾フニ足ラスト雖モ原料ノ  
 輸入等ニ關シ必要ノ保護獎勵ヲ加ヘラルルニ於テハ數千萬圓ノ輸出  
 ヲ見ルハ極メテ長々タリト稱セラル而シテ其ノ輸出獎勵策トシテ諸  
 般ヲ要スル事項左ノ如シ

絹織物ノ輸出促進策ニ關シテハ、本邦ノ蠶糸及絹織物ノ輸出は、近年既ニ其ノ頂點ニ達シタルヤノ感アルノミナラズ、一方ニ於テハ人造絹糸及支那蠶糸ノ勃發アルヲ以テ今日以上多大ノ輸出増加ヲ期待スルコトハ困難ナリト思惟セラル然ルニ絹織物ハ其ノ製法意匠ニ付充分ノ工夫ヲ施スニ於テハ尙需要増加ノ余地アリトセラル殊ニ紡績絹糸ヲ使用スル所謂富士絹ノ如キハ已ニ世界ノ市場ニ其ノ地位ヲ保チ大正元年ニ於テ僅々五千圓ノ輸出ニ過キザリシモノ大正十二年ニ於テ予三百萬圓大正十三年ハ優ニ二千萬圓ヲ超過スルノ盛況ヲ示シ此ノ上尙上伸ノ見込充分ナリトセラル又諸洲産存量紡績糸ヲ使用スル紳紡絹織物ハ大正十一年以來米國、加奈陀、南米諸國ニ輸出セラレ其ノ金額ニ於テハ未ダ爾フニ足ラスト雖モ原料ノ輸入等ニ關シ必要ノ保護獎勵ヲ加ヘラルルニ於テハ數千萬圓ノ輸出ヲ見ルハ極メテ長々タリト稱セラル而シテ其ノ輸出獎勵策トシテ諸般ヲ要スル事項左ノ如シ

- (一) 農業者ヲシテ重要輸出品工業組合ヲ組織セシメ製品ノ検査ヲ嚴重ニシテ粗製濫造ヲ戒メ其ノ品質ヲ統一シ以テ其ノ信用ノ維持ニ努メシムルコト
- (二) 在海外領事等ヲシテ特ニ本品ニ對スル新販路ノ擴張ニ盡力セシムルコト
- (三) 綿織物ニ於ケルカ如ク展幅絹布ノ製造ヲ奨励シ政府ニ於テ補助金購置ヲ請フ其ノ促進ヲ圖ルコト
- (四) 關稅ノ改正ニ依リ輸入生糸（現行從價三割）ヲ無稅トスルノ適否ニ付講究スルコト

第三、商務書記官領事等ヲ召集シテ貿易促進會議ヲ開催スルコト  
 東洋南洋方面各地ニ於ケル商務書記官領事其ノ他商工省派遣員等ノ會議ヲ召集シテ同方面ノ貿易ニ關係アル爲替銀行、船會社及保險會社ノ代表者ヲ交エ、本邦輸出品（主トシテ特定輸出品）ニ對スル販路ノ擴張、貿易業者ニ對スル爲替海上輸送、保險契約上ノ

カスハキヤコリ同件ニ付  
 以テ之ヲ以テ  
 進んで行方案ハ  
 前ノコト

(8)  
 商務書記官領事等ヲ召集シテ貿易促進會議ヲ開催スルコト  
 東洋南洋方面各地ニ於ケル商務書記官領事其ノ他商工省派遣員等ノ會議ヲ召集シテ同方面ノ貿易ニ關係アル爲替銀行、船會社及保險會社ノ代表者ヲ交エ、本邦輸出品（主トシテ特定輸出品）ニ對スル販路ノ擴張、貿易業者ニ對スル爲替海上輸送、保險契約上ノ

利便増進並商務書記官、領事等ト外務、商工本省トノ連絡方法等  
ニ付具體的ノ協議ヲ遂ケ之ヲ實行スルコト

備考

領事等ノ各管轄區域ニ對シ前掲輸出増加目標金額三億五  
千萬圓中相當額ヲ割當テ領事等ヲシテ此ノ割當額丈ノ輸  
出増進策ヲ立テシテ極力之ヲ實現セシムルコトモ一ノ有  
效ナル方法ナルヘシ

第四、對露貿易ノ促進ニ關シ方策ヲ精ツルコト

對露經濟關係ハ日露國交ノ恢復ニ伴ヒ頓ニ緊密ノ度ヲ加フルニ至  
リ西比利亞ハ勿論歐羅巴ニ於ケル財政經濟ノ調査研究、我國對露貿  
易促進策樹立ノ要ハ愈々緊切トナリタリ、依テ此點ニ關シ至急道  
當ノ方法ヲ講スルコト

第五、

無條約國特ニ左記諸國ニ對シテハ速ニ通商條約ヲ締結シ本邦輸  
出貿易ノ促進ニ資セシムルコト（無條約國ニ付テハ別紙ヲ附外）

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible.]*

商關係現在一覽表参照)

埃及、アフガニスタン、南阿聯邦、歐洲聯邦、ソマリランド、聯邦以外ノ馬來諸州、ベルシア等

第<sup>五</sup>本

貿易外收入ノ増加策トシテハ優秀船ヲ建造スルコト、對外放賣ヲ獎勵スルコト等研究スヘキ種々ノ問題アルヘキモ此等ハ暫ク他日ノ問題ニ譲ルコトトス。

丙、 結 論 (關係各省協議會ヲ開催スルコト)

上記各項ノ施設タル事ニ大蔵省所官ノ事項ノミニアラス、他省所管ノ事項ヲ含ミ、又各省間協議會實行スルニアラサレハ到底其ノ效果ヲ擧クルヲ得サルモノアリ、從テ之カ實行ニ先立テ、關係各省主任官ノ協議會ヲ開キ尙慎重ノ研究ヲ遂ケテ之ヲ完全ナルモノト爲シ又ハ他ニ適當ナル方策アラハ之ヲモ追加スル等實行の成案ヲ作り各省協力實行ノ衝ニ當ルノ順序ヲ探ルヲ適當ト認ム。

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*



右ノ趣旨ヨリ閣議ノ決定ヲ經テ先ツ國際貸借改善協議會ヲ開催ス  
ルコトトスヘシ。其ノ組織左ノ如シ

- 會長 大藏大臣
- 會員 大藏政務次官

- 大藏次官
- 内務次官
- 外務次官
- 商工次官
- 農林次官
- 逓信次官

其ノ他必要ニ應シテ關係各省主任官中ヨリ會員  
及幹事ヲ適宜任命又ハ聘任ス

右協議會ニ於テハ大体ノ調査題目範圍ヲ定メ之ヲ各主管省ノ調査ニ移  
スモノトス。例ハ輸出促進ニ關スル施設ノ如キハ商工省ニ移シ、商工

省へ各省關係主任官ヲ召致シテ具体的施設ヲ研究スルモノトス。  
 右研究ノ結果ハ主務大臣ニ於テ各成案ト爲シテ之ヲ開議ニ提出シ、其  
 ノ議ヲ經テ實行ニ着手スルコトトスヘシ

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the characters "大正" and "閣議"）

（未定稿） 一四三四

國際貸借改善ノ目標

（未定稿） 一四三四

國際貸借ノ改善ヲ圖ルハ本邦對外爲替ノ回復上必要ナルノミナラス本邦經濟ノ局面展開上最緊急ノコトニ屬ス

惟フニ國際貸借改善ノ方策ニ至リテハ頗ル多岐ニ亘タルモノアルヘシト雖モ之カ方策ヲ荷ツルニ當リテハ先ツ國際貸借ヲ如何ナル程度迄改善セハ其ノ均衡ヲ保持シ得ルヤノ目標ヲ定メ次テ此ノ目標ニ到達スル爲ニ如何ナル施設ヲ爲スヘキヤヲ研究スルコト最モ實際的ナル順序ナリトス

一、本邦外國貿易（朝鮮臺灣ヲ合ム）ハ過去五年間ノ実績ニ鑑シ將來ニ於テモ其ノ趨勢ヲ持續スルモノト假定シテ今後一箇年ニ於テ幾何ノ輸入超過ヲ見ルヘキカト云フニ大体 四五〇、〇〇〇、〇〇〇圓

ト推算シテ誤ナカルヘシ蓋シ本邦最近五ヶ年間ノ對外貿易ノ平均入超過ハ別表ニ示スカ如ク 五二〇、〇〇〇、〇〇〇圓

ナルカ大正十二年及大正十三年ハ震災關係ニ因ル輸入激増（大正十二年ニ付テハ輸出モ激少）並關稅免除ノ緊急勅令ノ施行セラレタル年ニ屬セ

大正十二年分  
 大正十三年分  
 大正十二年分  
 大正十三年分  
 大正十二年分  
 大正十三年分

ルヲ以テ此ノ半年ノ入超額ニ對シテハ此ノ額ヲ倍額シタル上今后ノ入超額ヲ推察スルヲ要スハシ  
 今假令ニ兩年ニ於ケル此ノ特別ノ入超額ヲ

大正十二年分 一九五〇〇〇、〇〇〇圓  
 大正十三年分 二九〇、〇〇〇、〇〇〇圓

卜邊見スシハ最近五年間平均入超額ハ四二五〇〇〇、〇〇〇圓トナルヘク同シテ今后ニ於テハ農具織物復興材料ノ輸入ハ特ニ多額ニ上ルモノト見ルヲ得サルモ同和貨額ノ増加ヲ考慮ニ加フルトキハ大体今后一兩年ニ於ケル

入 超 額 四五〇、〇〇〇、〇〇〇圓

三右ハ貿易統計ニ現ハルヘキ一兩年入超額ナリ然ルニ過去ニ於ケル國債貸借決算ノ實額ニ照マシキハ貿易統計ノ入超額ソノモノハ正額ニ實額上ノ入超額即チ「國際貸借」ニ於テ云フ貿易上ノ支拂勘定ノ金額ト示スモノニアラス即チ實際上ノ入超額ハ國債金額ヨリ多少々額ナルコトヲ知ル



ニ難カラス是レ貿易統計ノ基礎タル申告ノ如キ特ニ輸出ノ方面ニ於テ内  
需ナルコト等主タル原因ナルヘク從テ實際上ノ入超額ハ前記ノ輸入超過  
額中ヨリ相當額ヲ斟酌控除シテ算出スルノ要アリ然ラハ幾何ヲ控除スレ  
ハ實際ノ事態ニ適合スルヤト云フニ固ヨリ適確ニ算出シ難キモ我國際  
貨借決済ノ實績ヨリ推算シ定出入額ノ約四分ハ進口的ニ一五〇〇〇〇〇  
〇〇圓ニ相當スル金額ヲ控除スルヲ適當ト認メラル  
今此ノ計算方法ニ依ルトキハ本邦今后一箇年ノ實際入超額ハ

三〇〇〇〇〇〇〇〇圓

ト見ルヲ得ヘシ

三、然ルニ右實際入超額ヲ決済スヘキモノトシテ一方經常的貿易外受取勘定  
存セリ今此ノ金額ヲ算出スルニ 概算 五〇〇〇〇〇〇〇圓  
見込ナルヲ以テ之ヲ相殺シ差引キ今后我國際貨借ノ支拂超過トナルヘ  
キ金額 二五〇〇〇〇〇〇〇圓  
ト見ルヲ得ヘク是レ過去五年間ニ於ケル我國際貨借ノ債務ヲ今后モ持續  
スルモノト假定シタル場合ニ於ケル支拂超過額ノ推算ナリ

年次	出	入	差引入超
大正九年	二,〇〇六,一四五〇〇〇 <small>圓</small>	二,四九二,三八六〇〇〇 <small>圓</small>	四八六,二四一,〇〇〇 <small>圓</small>
十年	一,二九七,二六四〇〇〇	一,七三〇,四八七〇〇〇	四三三,二二三〇〇〇
十一年	一,六八五,五〇五〇〇〇	二,〇三三,〇二八〇〇〇	三三七,五二三〇〇〇
十二年	一,四九七,三〇六〇〇〇	二,一一九,六八〇,〇〇〇	六二二,三七四〇〇〇
十三年	一,八七三,三二六〇〇〇	二,五九七,四七七〇〇〇	七二四,一五一〇〇〇
以上五年平均	一,六七一,七〇九,〇〇〇	二,一九二,六一二,〇〇〇	五二〇,九〇二,〇〇〇

(別表)

最近五箇年ノ輸出貿易額 (臺灣、朝鮮ヲ含ム)

從テ我國對貨借ノ均衡ヲ圖ラムトセハ今后一箇年約二億五千萬圓丈ハ輸出獎勵又ハ輸入彈劾等適當ノ方法ヲ講シ對外收支ヲ調節スルノ要アル次第ナリ。是レ即チ國際貨借改善ノ目標ト認ムヘキモノナリ

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible due to fading and ghosting. Some characters like '輸出' and '輸入' are visible.)

4,541,400,000	4,144,410,000	4,024,000,000
1,255,221,400	1,228,835,000	1,201,110,000
1,284,210,400	1,114,440,000	1,101,110,000
1,242,420,400	1,091,240,000	1,081,110,000
1,242,420,400	1,091,240,000	1,081,110,000
1,242,420,400	1,091,240,000	1,081,110,000
1,242,420,400	1,091,240,000	1,081,110,000
1,242,420,400	1,091,240,000	1,081,110,000
1,242,420,400	1,091,240,000	1,081,110,000
1,242,420,400	1,091,240,000	1,081,110,000

一、本展覧會開催ニ關スル具體的方法ハ商工省ニ於テ講究スハキ  
 セノナルモ參考ノ爲試案要綱ヲ撰テ左ノ如シ

國産品展覧會要綱

一、本展覧會開催ニ關スル具體的方法ハ商工省ニ於テ講究スハキ  
 セノナルモ參考ノ爲試案要綱ヲ撰テ左ノ如シ

- 一、名 稱 國産品展覧會（又ハ國産獎勵展覧會）
- 二、目 的 國産貨物改善ノ方策トシテ内國産業ヲ獎勵シ輸入ヲ抑制シ  
輸出ヲ増進スル爲優良國産品ノ展覧及卸賣ヲ爲シ國産品愛  
用ノ美風ヲ振作シ且國産品製造ノ獎勵ニ資スルモノトス
- 三、主催者 商工省
- 四、後援者 内務、大蔵、文部省、尙商業會議所其ノ團體等ニ依リ有力  
ナル協賛會ヲ組織セシムルコト
- 五、開 期 本年十月頃又ハ明年春季適當ノ時期
- 六、會 場 上野公園不忍池畔産業館（日本産業協會所有建物）又ハ適  
當ノ場所ヲ選ブコト

七、地

設

イ、全圖ニ於ケル優良産品ノ製造者及販賣者ニ對シ

出品ヲ勸導シ出品者ニ對シテハ贈送ナル贈賞ヲ行ヒ

出品ノ其ノ出品ヲ許スコト

ロ、出品者ハ展覽會内ニテ正札ニア印シテ方法ヲ採ルコト

ハ、外國品ニ匹敵代用シ得可キ國産品ニ付テハ特ニ外國品

ニ對照陳列セシムルコト

ニ、陳列ノ方法其ノ他本展覽會ノ廣告等ハ出來ル限リ通

告ニ爲シ觀望者ヲ多カラシムル様特別ノ施設ヲ爲スル

コト

ホ、優秀國産品ノ發明製造等ニ功勞アリタル者（故人ヲ含

ム）ニ對シテ表彰ノ方法ヲ講ズルコト

八、宣

傳

國産品愛用ニ關スルポスター、パンフレット等ヲ頒布シ且  
講演會活動展覽會ヲ開催スルコト



八

費

本展覽會ノ期間中ニ全國ニ亙リ國産品愛用週間ヲ實施シ同

週間中ハ極力外國品ノ輸入ヲ避クル様宣傳ヲ強調スルコト

本展覽會ノ宣傳ニ關スル經費ノ一部ハ内務省所管勸修獎勵

費ヨリ支出スルコト

其ノ他ノ經費ニ付テハ所要額ヲ見積リタル上適當ノ方法ヲ

講究スルコト

出品料ハ相當額ヲ徴收スルモ入場料ヲ徴收スルヤ否ヤハ講

究スルコト

九 強調週間

十 經費

本展覽會ノ期間中ニ全國ニ亙リ國産品愛用週間ヲ實施シ同週間中ハ極力外國品ノ輸入ヲ避クル様宣傳ヲ強調スルコト  
本展覽會ノ宣傳ニ關スル經費ノ一部ハ内務省所管勸修獎勵費ヨリ支出スルコト  
其ノ他ノ經費ニ付テハ所要額ヲ見積リタル上適當ノ方法ヲ講究スルコト  
出品料ハ相當額ヲ徴收スルモ入場料ヲ徴收スルヤ否ヤハ講究スルコト

追記

逕回展覽會ノ計畫

本展覽會終了後適當ノ時期ヲ見計ヒ大阪ニ於テモ開催シ尙他ノ重要大都市ニ於テモ逕回開催スルコト



材料ヲ除ク

ニ、前記各物物品中ノ外國品

(一) 前記各物物品ノ出品中ヨリ同一用途ノ物品ニ付比較的價

廉ナルモノヲ選シ之ヲ内列スルコト

(二) 前記ノ方法ハ物品種類別ニシテ物品各物ノ名ヲ附シ自

任テ外國品ヲ使用シタルモノニシテ内列品ヲ採用スル

ニ至リタルモノニ付テハ特種ノ表式ヲ爲シ又出来品ル

限リ其ノ外國品ヲ附照内列スルコト

(三) 前記各物ノ用途別ニシテ之ヲ選分製ニ付各物

専務者カ實地調査シテ参考トスレハ見ル用途ニテ調査

内列スルコト

(四) 各省ハ其ノ出品物ノ仕給先、輸入時期、輸入代價、

入数量等参考トナルヘキ事項ヲ出品ト目録ニ申出テ

ヤ出品及内列ヲラレタル物品ニ付テハ右各事項ヲ調査

セル出品目録及展覽品目録ヲ調製スルコト  
右出品目録及展覽品目録ハ關係者以外ニハ之ヲ公表セ  
サルコト

(六) 各省出品物ノ陳列ト同時ニ同種物品ノ製造業者又ハ販  
賣業者ヲシテ出品（内地品ニ限ル）セシメ優良安價ト  
認ムルモノヲ撰採シテ之ヲ参考品トシテ陳列スルコト  
(七) 本展覽會ハ各省職員以外ニハ特別關係者ニ案内狀ヲ發  
送シ觀覽セシムルモノ一般ニハ公開セサルコト

(八) 本展覽會開期中ニ行政事務能率増進ニ關スル講演會ヲ  
開催シ各省職員ヲシテ來聽セシムルコト

(九) 本展覽會ノ陳列物品中優良ト認ムルモノヲ撰定推薦シ  
テ各省ニ通知シ各省ハ今後ノ購買ニ當リテハ右推薦品  
ヲ購入シ之ヲ使用スルノ方針ヲ採ルコト

(十) 本展覽會ニ出品陳列シタル物品中規格品質ヲ統一シ得





七 経 費

入ニ付テモ官廳ニ徴ハシムル棧適當ノ手段ヲ購スルコ  
 ト  
 イ、本展覽會ハ成ルヘク經費ヲ要セサル棧計畫スルコ  
 ト  
 ロ、必要ノ經費ハ出品人タル製造業者及販賣業者ヨリ  
 ノ出品料ヲ徴シテ之ヲ充當シ、尙不足額ニ付テハ  
 出品各廳ニ於テ之ヲ分擔スルコト

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical columns of text.)

種別	利率	市外債	
		大正十三年末 現在	全上二封スル 一ヶ年利子額
東京市奉業公債	五	九三三、〇〇〇	四六六、五五〇
全館紙奉業公債	五	七六八、九九八、六九	三八四、四九九三
大阪市奉業公債	六	二八五、七五〇	一七、四五〇
全 奉業公債	五	二、六七五、〇〇〇	一、三三七、五〇〇
板橋市奉業公債	五	三、四四六、二〇〇	一、二二三、三一〇
全 水道公債	六	四、一二〇〇	三、四七二
全第二水道公債	五	六、八三三、九一五	三、四一、六九六
全瓦斯奉業第二公債	五	五、五四四、四五〇	二、七七七、二三
名古屋市奉業公債	五	五、七六四、三〇〇	二、八八二、一五
計		一、二七四、〇三、六三四	六、三九九、一五九

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to fading and orientation.)

種別	民間	外債	現在償額	利子年額	減償基金
興業銀行(十三日)	五分	一〇、二七五、八五三	五、一三、七九三		
全(五均)	六分	四四、一三二、〇〇〇	二、六四七、九二〇		
改組保証					
北海道拓殖銀行	五分	二、九九八、九〇〇	一四九、九四五		
東洋拓殖	六分	三八、二三三、三五四	二、二九三、九四一		一、〇〇三、〇〇〇
滿鐵	五分	三九、〇五二、〇〇〇	一、九五二、六〇〇		
東京電燈	六分	二九、二八九、〇〇〇	一、七五七、三四〇		
大同電力	七分	二九、五八八、五〇〇	二、〇七一、一九五		一、〇〇三、〇〇〇
宇治川電氣	七分	二八、〇八四、〇〇〇	一、九六五、八八〇		五六一、六八〇
東邦電力	七分	三〇、〇九〇、〇〇〇	二、一〇六、三〇〇		五〇一、五〇〇
大同電力(第二回)	六分五	二七、〇八一、〇〇〇	一、七六〇、二六五		六〇一、八〇〇
東京電燈(第二回)	六分	四八、一四四、〇〇〇	二、八八八、六四〇		
計		三二六、九六七、六〇七	二〇、一〇七、八一九		三、六七〇、九八〇

民間外債一覽表





（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page.)

勅令第 號

法令ノ換定ニ依リ社債ノ發行ニ付政府ノ認可ヲ要スルモノヲ除キ左記各  
種ノ一ニ該當スル者ハ大藏大臣ノ定ムル手續ニ依リ豫メ大藏大臣ノ許可  
ヲ受クヘシ

一、外國ニ於テ社債ヲ發行セムトスル者  
ニ期限一年ヲ超ニ且邦貨換算金額百萬圓ヲ超ユル借入金ヲ爲サムトス  
ル者

ニ期限一年以内又ハ邦貨換算金額百萬圓以内ノ借入金現在高ク有セル  
者其ノ期限ヲ延長シ又ハ借入金現在高ク増加セル爲前號ニ該當スル  
借入金ヲ爲スニ至ル者

前項ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處  
ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 丁 ノ 三

大蔵省告示第 一〇七二號  
大正十四年勅令第 一〇七二號  
左記事項ヲ記載シタル許可申請書ニ通テ大蔵大臣ニ提出スヘシ  
一 起債又ハ借入ノ金額、利率、償還期限其ノ他ノ重要條件  
二 起債又ハ借入ノ時期  
三 起債又ハ借入ノ目的  
四 起債又ハ借入地  
五 起債引受者アルトキハ引受者又ハ借入先  
前項ノ許可申請書ニハ申請者ノ業務状態ヲ示スニ足ルヘキ書類ヲ添附  
スヘシ  
大蔵大臣起債又ハ借入ヲ許可シタル場合ニ於テハ起債又ハ借入許可書ヲ  
申請者ニ交付スル起債又ハ借入ヲ許可セザル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ申請  
者ニ通知ス

大蔵省告示第

號

大正十四年勅令第

號ニ依リ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ

左記事項ヲ記載シタル許可申請書ニ通テ大蔵大臣ニ提出スヘシ

一 起債又ハ借入ノ金額、利率、償還期限其ノ他ノ重要條件

二 起債又ハ借入ノ時期

三 起債又ハ借入ノ目的

四 起債又ハ借入地

五 起債引受者アルトキハ引受者又ハ借入先

前項ノ許可申請書ニハ申請者ノ業務状態ヲ示スニ足ルヘキ書類ヲ添附  
スヘシ

大蔵大臣起債又ハ借入ヲ許可シタル場合ニ於テハ起債又ハ借入許可書ヲ  
申請者ニ交付スル起債又ハ借入ヲ許可セザル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ申請  
者ニ通知ス

（Faint, mostly illegible text on the right page, possibly bleed-through or very light printing. Some characters like '大正' and '三月' are faintly visible.)

備前西鐵道英貨社債ノ償還ニ關スル件

前西鐵道英貨社債壹百萬鎊ニ付テハ大正十五年三月二十日其ノ償還期限到來スルヲ以テ之カ借換ヲ實行スヘキヤ或ハ現金償還ヲ實行スヘキヤノ問題アリ依テ其ノ利害ヲ研究スルニ左ノ如シ

第一、借換ヲ有利トスル理由

一、爲替政策ノ上ヨリ見テ借換ヲ實行スルヲ適當ト認ム、蓋シ爲替相場ノ維持回復ノ爲ニハ各方面ニ亘リ出來得ル限りノ方策ヲ講スルヲ要シ得ニ在外正貨ヲ換蓄積シ之カ利用ノ爲全ク期スルカ如キ最重要ノコトニ屬ス後テ今日ノ聯合壹百萬鎊ノ在外正貨ヲ本社債償還ノ爲使用スルカ如キコトハ借換ノ實行不可能ナラハ或シ方ナキモ、若シ可能ナリトセハ之ヲ避クルノ方策ニ出ヅルヲ可トス

（面シテ本社債ノ借換能否ノ點ニ付テハ本社債力僅ニ壹百萬鎊ノ少額ナルコト及震災後ニ於ケル帝國財政ノ状態ニ對シテ英國債ニ



（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is too light to transcribe accurately.)

於テモ好意的理解アルコト等ニ鑑ミ之カ借換發行ハ海外投資抑制ノ方針ヲ緩和シ倫敦市場ニ於テ實現シ得ラルモノト思惟ス  
ニ減債基金使用ノ最善ヲ期スル上ヨリ見テ本社債ハ之ヲ借換フルヲ適當ト認ム、蓋シ内債ノ發行ハ新規借換共ニ累年多額ニ上リ、大正十四年四月末現在ニ於テハ

外國債 一、五〇五七六〇、〇〇〇圓（總額ノ三一%）  
内國債 三、三九八五五八〇、〇〇〇圓（總額ノ六九%）  
上レルニ徴シ、内地公債市價維持ヲ爲ニモ出來得ル限り内債ノ償還ヲ多額ナラシムルヲ要ス。然ルニ本年度減債基金

四八、六九三、〇〇〇圓

中六分半利米實公債償還ニ充ツヘキモノ一千萬圓ニ加フルニ本社債償還ノ爲一千萬圓ヲ使用セムカ残額ハ約二千八百萬圓トナリ、内外債ニ對スル減債基金ノ充當上權衡ヲ得サルコトトナルヘシ。依テ本年度減債基金ノ使途ハ六分半米實公債ニ充當スルモノノ外

第一、本邦内債ノ償還ニ充テ、本社債ハ之ヲ借換フコトトスルヲ可トス  
第二、現金償還ヲ有利トスル理由  
一、對外信用維持ノ爲本社債ハ現金償還ヲ實行スルヲ有利ナリト認ム  
蓋シ近時本邦財政經濟ノ現狀ニ對シ諸外國ニ於テ危惧ノ念ヲ抱ク  
モノ少カラス爲ニ本邦ノ對外信用若シク失墜セルノ感アリ、故テ  
之カ維持回復ヲ圖ルコト緊要ナリトス  
此ノ時ニ當リ僅々一千萬圓ノ本邦外債ヲ償還編譯來ニ際シテ現金  
償還ヲ爲サス借換ヲ實行スルカ如キハ豫トシテ採ルヘキモノニア  
ラス歟此ノ際ニテ、之カ現金償還ヲ實行スヘキ旨ヲ聲明シテ、

第二、

全部内債ノ償還ニ充テ、本社債ハ之ヲ借換フコトトスルヲ可トス  
三、現金償還ヲ有利トスル理由  
今日ノ如キ不利ナル爲替相場ヲ以テ現金償還ヲ爲スハ國庫ニ大ナ  
ル負担ヲ及ホスモノナルヲ以テ、寧ろ本社債ノ借換ヲ實行シテ償  
還期ヲ他日ニ繰延ヘ爲替相場回復セル時期ニ於テ償還スルコトト  
シ以テ國庫ノ負担ヲ緩和スルヲ可トスレハナリ  
現金償還ヲ有利トスル理由  
一、對外信用維持ノ爲本社債ハ現金償還ヲ實行スルヲ有利ナリト認ム  
蓋シ近時本邦財政經濟ノ現狀ニ對シ諸外國ニ於テ危惧ノ念ヲ抱ク  
モノ少カラス爲ニ本邦ノ對外信用若シク失墜セルノ感アリ、故テ  
之カ維持回復ヲ圖ルコト緊要ナリトス  
此ノ時ニ當リ僅々一千萬圓ノ本邦外債ヲ償還編譯來ニ際シテ現金  
償還ヲ爲サス借換ヲ實行スルカ如キハ豫トシテ採ルヘキモノニア  
ラス歟此ノ際ニテ、之カ現金償還ヲ實行スヘキ旨ヲ聲明シテ、



Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and the angle of the page.

ヲ生スルヲ以テ之ヲ避クルヲ適當ト認ム、本社債ハサミニユニル商  
會ノ引受ニ係レルモノニシテ、現ニ其ノ利拂事務等同商會ノ處理  
スル所ナルヲ以テ信換ヲ實行スルトセハ、信換タルサミニユニル商  
會ヲ引受人トスルノ必要生スヘシ。之レ同商會ノ地位並從來ノ這  
リ方ニ照ラシ集シテ官方トシテ承認スヘキコトナリヤ專カ機關ナ  
リ、サレハトテ、同商會ヲ除外シテ英國商會ニ引受ケシムルコト  
モ實行困難ナルヘク又兩者合同ノ引受圖ヲ作ラシムルカ如キコト  
モ釐ノ能ヲ得タルモノト斷テ得ス何レニスルモ僅々一千萬圓ノ  
起債ナルモ引受圖ノ構成ニ付案外面倒ナル事懸ヲ生スルコト明カ  
ナリ依テ寧ロ此ノ社會ニ現金償還ヲ實行シテ此ノ疑問ノ解決ヲ業  
クルニ如カサルナリ

同現金償還ニ依リ爲替案ノ實行ニ支障ヲ與スカ如キコトナシト認  
ム爲替案同從ノ爲ニハ在外買入ノ審査益々多キコトハ希望スヘ  
キ處ナルモ、本社會ノ現金償還ハ僅々一千萬圓ノ小額ニ止マルヲ



（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical columns of Japanese text.)

以テ、在外正貨ノ現在高ニ多額ノ減少ヲ來タスモノニアラス又昨  
秋決定シタル爲替對策ニ於テハ今年上半期迄ノ在外正貨拂下豫定  
額ハ一億七千萬圓トセシ處、事實之カ拂下ヲ行ヒタル金額ハ一千  
萬圓ニ過キナリシヲ以テ在外正貨ノ減少意外ニ少ナク從テ此ノ際  
在外正貨一千萬圓程度ヲ本社債ノ償還ノ爲ニ割愛スルノ餘力生シ  
タリトモ觀念シ得ラルヘシ

五 減價基金ヲ主トシテ内債償還ニ充ツルコトハ適當ノ方策ナルヘキ  
モ近時政府ノ公債政策ノ效果漸ヤクニシテ實現シ、公債時價昂騰  
ノ趨勢ヲ呈スルニ至リタル折柄、此ノ償還資金一千萬圓ヲ割イテ  
本社債ノ償還ニ充ツルモ内債市場ニ對シテ別段ノ悪影響ヲ及ボス  
モノト云フヲ得サルヘシ

六 若シ減價基金ヲ本社債ノ償還ニ充當スルコトヲ不得策トスルトキ  
ハ本社債ノ償還財源ヲ他ニ求ムルノ方法ニ出テ之ヲ現金償還スル  
ヲ適當ト認ム、其ノ方法トシテ一千萬圓ノ内債ヲ内地市場ニ發行



重要輸出品工業振興及輸出組合ニ對スル爲替上ノ  
援助ニ關スル件綱要

- 一、兩組合ノ検査合格品又ハ組合力定款ニ於テ定ムル所ニヨリ爲ス道府  
縣ノ検査合格品ニ對スル輸出利付手形ニシテ銀行ノ確實ト認ムルモノ  
ニ付テハ其ノ利率ヲ年五分トスルコト
- 二、右利付手形買入所要資金限度ハ差當リ約四千萬圓トシ買入年額限度  
見込ハ一億六千萬圓トスルコト
- 三、右利付手形ノ買入ニハ正金、臺灣ノ兩行力之ニ當ルコトトシ其ノ割  
合ハ各限度額ノ半額見當トスルコト
- 四、將來一般金利ノ變動並日本銀行兌換券制限外發行税ノ引上又ハ低下  
ヲ見シル場合等事情ノ變更ヲ生シタルトキハ利付手形ノ利率及所要資  
金額其ノ他ノ改正ニ付更ニ考慮スルコト

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical columns of text.)

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is too light to transcribe accurately.)

帝國經濟會議決議拔萃

大正十三年六月七日

帝國經濟會議議長

内閣總理大臣宛

諮詢第二號對外貿易特ニ輸出貿易ノ振興ニ關スル方策中最初ニ審議ヲ  
遂ケ決議セタル事項左ノ如シ

第一、貿易爲替及金融ニ關スル件（略之）

第二、營業稅及所得稅ニ關スル件（略之）

第三、鐵道運賃ニ關スル件

輸出品及其ノ原料品並石炭ニ對スル運賃ハ大正七年九月改正前ノ  
貨率以內ニ引下ケ尙遠距離輸送ニ對シテハ運賃割引率ヲ一層遞増  
スルコト

右答申候也

別紙廣













日本と各  
国との通商  
条約関係

明治  
十五年  
外務省

無条約国

交際至五  
年

- 「アルバニア」 「イタリヤ」 「ルーマニア」 「セルビア」 「ギリシア」 「トルコ」 「ペルシア」 「アフガニスタン」 「チベット」 「ブータン」 「モンゴル」 「シベリア」 「中国」 「朝鮮」 「日本」

中ノモリ  
目下交渉

- 「ニカラガ」 「コスタリカ」 「パナマ」 「ホンジュラス」 「ドミニカ」 「セントピエール」 「セントヘレナ」 「セントクリストファー」 「セントトメ」 「セントビンセント」 「セントルシア」 「セントキッツ」 「セントパウル」 「セントヘンリー」 「セントニコラス」 「セントピエール」 「セントヘレナ」 「セントクリストファー」 「セントトメ」 「セントビンセント」 「セントルシア」 「セントキッツ」 「セントパウル」 「セントヘンリー」 「セントニコラス」

本邦海軍  
に拒絶

- 「オランダ」 「ポルトガル」 「スペイン」 「フランス」 「ドイツ」 「イタリア」 「ロシア」 「アメリカ」 「中国」 「日本」

條約  
條約

- 「アルジェリア」 「チュニジア」 「モロッコ」 「シチリア」 「サルデーニャ」 「コシカ」 「シチリア」 「サルデーニャ」 「コシカ」 「シチリア」 「サルデーニャ」 「コシカ」

暫定取  
締

- 「ギリシア」 「ルーマニア」 「セルビア」 「ギリシア」 「ルーマニア」 「セルビア」 「ギリシア」 「ルーマニア」 「セルビア」 「ギリシア」 「ルーマニア」 「セルビア」

本條約  
了ルモノ

- 「ドイツ」 「フランス」 「オランダ」 「ポルトガル」 「スペイン」 「イタリア」 「ロシア」 「アメリカ」 「中国」 「日本」

有  
効  
期  
間

- 「ドイツ」 「フランス」 「オランダ」 「ポルトガル」 「スペイン」 「イタリア」 「ロシア」 「アメリカ」 「中国」 「日本」

中  
ノ  
モ  
リ

- 「ドイツ」 「フランス」 「オランダ」 「ポルトガル」 「スペイン」 「イタリア」 「ロシア」 「アメリカ」 「中国」 「日本」

- 「ドイツ」 「フランス」 「オランダ」 「ポルトガル」 「スペイン」 「イタリア」 「ロシア」 「アメリカ」 「中国」 「日本」

日本と各國  
の關係  
條約關係

支那  
支那  
支那

支那  
支那  
支那

條約國

條約國

支那  
支那  
支那

支那  
支那  
支那

支那  
支那  
支那

支那  
支那  
支那

支那  
支那  
支那

支那  
支那  
支那

支那  
支那  
支那

支那  
支那  
支那

本條約は長之  
條約は長之  
條約は長之

地  
地  
地

答  
答  
答

目  
目  
目

交  
交  
交

佛  
佛  
佛

外  
外  
外

下  
下  
下

聯 西(二年) 和 蘭(二年) 聖多明各(六月) ポーランド(六月) 米 國(六月)  
「ラッセル」(二年) 「アムステルダム」(六月) 「手 取」(六月) 「コロムビア」(六月) 「エクスドル」(二年)  
「バウテン」(二年) 西 班 牙(二年) 印 度(六月)

布 織 (暹羅條約締結地) 伊 太 利 (香港條約第一目ノ締結地)  
西 班 牙 (大正四二一九迄) 佛 蘭 西 (大正四二一九迄) 「コ ー ル」 (新條約締結地)  
理 地 利 (五月ノ香港條約) 伊 太 利 (香港條約第一目ノ締結地)  
「アムステルダム」 (新條約締結地)

(大正四七二五迄) 「バ ン ガ リ ー」 (大正四七二五迄)  
(大正四八八迄) (英、佛、自委任統治地域)

「ラッセル」

「ボルトガ」 「ルーマニア」 「モントネガロ」 「ヴェネチア」  
「ベルシア」 「ロジダ」 「ロシニア」 獨 逸

「アルバニア」 「アタリー」 「コスタリカ」 「ギンビ」 「シンナツヒ」 「エストニア」  
「ボニタラス」 「リベリア」 「リビア」 「モナコ」 「アボール」 「オランダ」  
「ベルグドル」 「サマリ」 「ドミニカ」 「ウルグアイ」

佛領印度支那 及 廣州灣 「エーブリッツ」 「クヒツ」 「トリス」

「アラタ」 「アタリー」 「ソコ」 「諸島」 「アト」 「諸島」 英領「ボルネオ」 聯邦以外島嶼  
「アト」 「諸島」 「アト」 「諸島」 南部「ロカ」 北部「ロカ」  
「アト」 「諸島」 南阿聯邦 「アト」 「諸島」 「アト」 及「ガイ」 「諸島」  
「アト」 「諸島」 廣州聯邦 「アト」 「諸島」 「アト」 太平洋諸島

「アト」 「アト」 「アト」 「アト」 「アト」 「アト」 「アト」 「アト」

「アト」 「アト」 「アト」 「アト」 「アト」 「アト」 「アト」 「アト」

貿易外收入ノ増加策

優待給運送ノ方針ヲ達テ政府ニ於テ相當補助又ハ資金上ノ援助ヲ爲ス

コト

我國國際貸借受取額定中ノ重要項目タル船舶運賃及備船料收入ハ近時著シク減少ノ傾向ヲ示メセリ。(註)

運賃及備船料收入

大正七年	四九五一三四〇〇圓
八年	四三七四九六〇〇圓
九年	三三六六二二〇〇圓
十年	二〇〇七八七〇〇圓
十一年	一四九二五九〇〇圓
十二年	一三八四八四〇〇圓

其ノ因テ來タル所ハ海運界一般ノ不況ニ存スルヤ論無シト雖、一面外國船舶カ年ヲ逐テテ我國船舶ヲ壓倒シ本邦輸出入貨物ノ運送ニ當ルコトノ増加セルニ基クコトモ否定スヘカラサル事實ナリ。即チ本邦船ト外國船トノ本邦對外貿易運送ノ割合ヘ左記ノ如ク連年我ニ不利ナル情勢ヲ示シツツアリ

年次	本邦船	外國船
大正七年	八八%	一二%
大正八年	八二	一八
大正九年	七三	二七
大正十年	七六	二四
大正十一年	六九	三一
大正十二年	不明	不明
大正十三年	六二	三八

カクノ如キハ海運圖タル我國ニトテ最悲シムヘキ事實ナルノミナラス









秘

國際貸借改善ノ方策

(庫) 頁六七

Faint vertical text on the right page, likely bleed-through from the reverse side.





國際貨借改善ノ方策

國際貨借改善ノ方策

目次

甲、貨物ノ輸入及貿易外支出ノ抑制

- 第一、國産品愛用及製造奨励ニ關スル施設ヲ爲スコト
  - 第二、各省海外抽納ノ實行ハ今後モ之ヲ繼續スルコト
  - 第三、産米増産計畫ヲ樹立シ之カ實行ヲ期スルコト
  - 第四、民間外資輸入抑制方策ヲ徹底的ニ實行スルコト
  - 第五、政府ハ外國起債ヲ爲ササル方針ヲ採ルコト
- 乙、輸出ノ促進及貿易外收入ノ増加策

- 第一、一般的輸出促進策
- 第二、特殊輸出品ニ對スル輸出促進策
- 第三、貿易促進會議ヲ開催スルコト
- 第四、駐露大蔵事務官ヲ任命スルコト
- 第五、無償約國ニ對シテハ進ニ進商條約ヲ締結スルコト

一、貿易の増進  
 二、貿易の振興  
 三、貿易の保護  
 四、貿易の管理  
 五、貿易の調査  
 六、貿易の統計  
 七、貿易の法律  
 八、貿易の行政  
 九、貿易の教育  
 十、貿易の研究

第六 貿易外收入増加策  
 丙 結論

第六 貿易外收入増加策  
 丙 結論

- 甲、國際貸借改善ノ目標
- 乙、國産品展覧會要綱
- 丙、官廳用品展覧會要綱
- 丁、民間外資輸入現在高並ニ之カ制限ニ關スル勅令案大蔵省告示案等
- 戊、舊關西社債償還ニ關スル件
- 己、特種輸出手形ニ對スル爲替上取扱ニ關スル件
- 庚、帝國經濟會決議抜萃
- 辛、東洋南洋諸國綿製品輸入額
- 壬、對外通商關係現在一覽表
- 癸、貿易外收入ノ増加策

### 國際貸借改善ノ方策

國際貸借改善ノ目標トスル所ハ輸入ヲ抑制又ハ輸出ノ促進並經常的貿易外收入ノ増加又ハ其ノ支出ノ減少ニ依リ結局約二億五千萬圓ヲ捻出シ、國際貸借決済ノ調整ヲ圖ルニ在リ。(右二億五千萬圓算出ノ根拠ハ之ヲ別紙甲「國際貸借改善ノ目標」ニ掲ケタリ)然ラハ之カ實行ノ具体的方策如何。

#### 甲 貨物ノ輸入及貿易外支出ノ抑制

外國貨物ノ輸入ヲ抑制スルト同時ニ貿易外支出ヲ減少セシムルノ方策ハ國際貸借改善ノ消極的方策トモ謂フヘキモノナル處、大体論トシテ此ノ方面ヨリスル方策ニ依リ國際貸借改善ニ貢獻シ得ル程度ハ餘リ大ナルヲ得サルモノト思惟セラル。蓋シ我國輸入貿易ノ品目ヲ見ルニ(大正十一年十二年及十三年ノ三年間平均)但シ臺灣及朝鮮ノ分ヲ含マ

ス)

大正十一年十月二十三日... (faint vertical text)

イ、原料	品	八六一、〇〇〇、〇〇〇圓 (四七%)
ロ、原料用製品	品	三五八、〇〇〇、〇〇〇圓 (一九五%)
ハ、食料	品	二五〇、〇〇〇、〇〇〇圓 (一三七%)
ニ、全製	品	三四七、〇〇〇、〇〇〇圓 (一九九%)
ホ、其ノ他ノ雜品		一五〇、〇〇〇、〇〇〇圓 (八%)
計		一、八三一、〇〇〇、〇〇〇圓

ニシテ原料品及原料用製品ハ輸入總額ノ六六%ヲ占メ、之等ニ付テハ殆ント輸入抑制ノ餘地ナキノミナラス、我國工業ノ發展ト共ニ寧ろ増加ノ傾向ヲ有スルモノト云フヘク、残り三四%ノ部分ニ付テノミ抑制ノ餘地アルニ過キサレハナリ。而カモ輸入抑制ノ適確ヲ期セムトセハ高率ナル關稅ノ賦課又ハ輸入管理ノ制度ヲ採用スルノ外ナカルヘキモ、之カ實行ノ能否並適否ニ付テハ慎重研究ヲ要スヘキモノナルヲ以テ、茲ニハ此ノ問題ニ關レズ大体實行可能ナリト認ムル方策ヲ列擧スルニ止メムトス。



一、勸業獎勵ノ運動ハ官民ノ協力ニ依リ全國各地方ニ亘リ其ノ效果ヲ  
 顯ケツツアリト雖、時々其ノ協調スヘキ目標ヲ改メ、人心ヲシテ  
 奮ムサラシムルコト肝要ナリ。此ノ時ニ當リ、該運動ノ目標ノ一  
 トシテ國産品愛用ヲ強調スルハ最適當ノ措置ト認ム  
 依テ、次同ノ勸業獎勵委員會ニ於テ九月一日ニ始マル期間ニ實行準備  
 不能ナラハ其ノ次ノ期間ニ於テハ主タル目標ヲ國産品愛用ノ宣傳  
 ニ改テコトトシ、勸業獎勵中央委員會ニ諮リタル上之カ具體的施  
 設ヲ研スルコトトスヘシ  
 二、國産品展覽會ヲ開催スルコト（其ノ要綱別紙乙ノ通り）  
 三、官廳用品展覽會ヲ開催スルコト（其ノ要綱別紙丙ノ通り）  
 本展覽會ノ目的トスル所ハ別紙要綱記載ノ如ク專ニ國産ノ愛用ノ  
 ミニ限ルモノニアラサルモ、之カ實行ハ廣ク國民ヲシテ國産愛用  
 ノ美風ヲ醸成セシムルニ効果アルモノト認ム

第一、國産品愛用及製造獎勵ニ關スル施設ヲ爲スコト

一、勸業獎勵ノ運動ハ官民ノ協力ニ依リ全國各地方ニ亘リ其ノ效果ヲ  
 顯ケツツアリト雖、時々其ノ協調スヘキ目標ヲ改メ、人心ヲシテ  
 奮ムサラシムルコト肝要ナリ。此ノ時ニ當リ、該運動ノ目標ノ一  
 トシテ國産品愛用ヲ強調スルハ最適當ノ措置ト認ム  
 依テ、次同ノ勸業獎勵委員會ニ於テ九月一日ニ始マル期間ニ實行準備  
 不能ナラハ其ノ次ノ期間ニ於テハ主タル目標ヲ國産品愛用ノ宣傳  
 ニ改テコトトシ、勸業獎勵中央委員會ニ諮リタル上之カ具體的施  
 設ヲ研スルコトトスヘシ  
 二、國産品展覽會ヲ開催スルコト（其ノ要綱別紙乙ノ通り）  
 三、官廳用品展覽會ヲ開催スルコト（其ノ要綱別紙丙ノ通り）  
 本展覽會ノ目的トスル所ハ別紙要綱記載ノ如ク專ニ國産ノ愛用ノ  
 ミニ限ルモノニアラサルモ、之カ實行ハ廣ク國民ヲシテ國産愛用  
 ノ美風ヲ醸成セシムルニ効果アルモノト認ム

日本産業協會工政會其ノ他ノ團體ヲ援助シテ優良國産品製造ヲ一層  
助勢スルノ方法ヲ講スルコト  
其輸入品ニ代用シ得ヘキ見込アル國産品製造業ニシテ金融上困難ナル  
状況ニ在ルモノニ對シテ、權威アル民間團體特殊銀行等ヲ督勵シテ之  
ニ必要ナル金融上ノ援助ヲ與ヘシムルコト  
第二、各省海外拂納ノ實行ハ今後モ之ヲ繼續スルコト  
大正十三年度ニ於ケル各省海外拂金額ハ一四八、五一七、〇〇〇圓ノ多額  
ニ上リ之ニ外債元利拂七六、二五五、〇〇〇圓（但シ四分半償還ヲ除ク）  
並爲替交換差減額一六、五四三、〇〇〇圓ヲ加算スレハ約二四一、三一四、〇  
〇〇圓ノ巨額ニ上レリ。  
大正十四年度各省海外拂見込金額ハ右金額ヨリモ尙相當多額ノ増加ヲ  
見ルヘカリシ處各省海外拂節約協議會ニ於テ出來得ル限り之ヲ節約ス  
ルニ努メタリ而カモ事實兩年度實績ニ比シテ減少セル金額ハ必ラスシ  
モ多シト云フヘカラス、而シテ大正十四年度外債元利拂金額ハ七八、七

四、日本産業協會工政會其ノ他ノ團體ヲ援助シテ優良國産品製造ヲ一層  
助勢スルノ方法ヲ講スルコト  
其輸入品ニ代用シ得ヘキ見込アル國産品製造業ニシテ金融上困難ナル  
状況ニ在ルモノニ對シテ、權威アル民間團體特殊銀行等ヲ督勵シテ之  
ニ必要ナル金融上ノ援助ヲ與ヘシムルコト  
第二、各省海外拂納ノ實行ハ今後モ之ヲ繼續スルコト  
大正十三年度ニ於ケル各省海外拂金額ハ一四八、五一七、〇〇〇圓ノ多額  
ニ上リ之ニ外債元利拂七六、二五五、〇〇〇圓（但シ四分半償還ヲ除ク）  
並爲替交換差減額一六、五四三、〇〇〇圓ヲ加算スレハ約二四一、三一四、〇  
〇〇圓ノ巨額ニ上レリ。  
大正十四年度各省海外拂見込金額ハ右金額ヨリモ尙相當多額ノ増加ヲ  
見ルヘカリシ處各省海外拂節約協議會ニ於テ出來得ル限り之ヲ節約ス  
ルニ努メタリ而カモ事實兩年度實績ニ比シテ減少セル金額ハ必ラスシ  
モ多シト云フヘカラス、而シテ大正十四年度外債元利拂金額ハ七八、七



（一）海外出張官吏ハ止ムヲ得サル事情ナキ限リ本邦船ニ依リ往復スル  
コト  
（二）海外出張旅費ニ他ノ費目ヨリ流用セムトスル場合ニハ大蔵大臣ノ  
承認ヲ受クルヲ要スル旨ノ勅令ヲ制定スルコト  
（三）各省備品消耗品中外國品ヲ購買使用スルニ當リテハ其ノ品目数量見  
込價格ヲ各省外國品購買審查會ニ申出テ其ノ審查ヲ經テ、適當ト認  
メタルモノハ之ヲ購買使用スルコト  
右審查會ハ内閣ニ直屬シ、各省關係官及技師ヲ以テ之ヲ組織シ前記  
ノ審查ヲ爲スノ外常ニ外國品ヨリ優良ナルカ又ハ之ニ比較シ得ヘキ  
内地品ノ有無等ニ付調査スルモノトスルコト  
以上ノ各施設ニ依リ大正十五年度各省海外拂金額（外債元利拂除  
キ）ハ一億圓以下ニ減少セシムルコトトスヘシ

第三、産米増産計畫ヲ樹立シ之カ實行ヲ期スルコト



我國輸入貨物ノ品目ヲ見ルニ、原料品及原料用製品重要部分ヲ占ム居ルヲ以テ輸入抑制ニ依リ國際貨債ノ改善ニ貢獻シ得ル程度ハ目カラ少ナカラサルヲ得サルコト顯シク如キモ、右以外ノ品目ニ付テハ出來得ル限り抑制ノ方法ヲ講スルノ要アリ。此ノ趣旨ニ基キ食料品ノ輸入ニ付之カ抑制ヲ加フルカ如キハ最適當ノ方策ナリト認ム。

食料品ノ輸入甲般モ多額ヲ占ムルハ外米ナリ。最近五年間ニ於ケル外米ノ輸入年平均額ハ四一、九四六、〇〇〇圓ナルヲ以テ若シ國內産米計畫ヲ樹立シ之カ輸入ヲ防遏スルトセハ、國際貨債ノ改善ニ資スルコト益シ渺少ナラサルヘシ。尤モ産米増加ニ依ル外米輸入抑制ノ效果ヲ現出スルコトハ一朝一夕ノ業ニアラスト雖、苟モ實行可能ニシテ效果アルノ手段ハ此ノ際如何ナルモノト雖之ヲ實行スルヲ要ス。加之本件ハ我國民生活上ノ最重要問題タル食糧問題ノ解決ヲ併セ伴フモノタルニ鑑ミ速ニ適切ノ産米計畫ヲ樹テ、之カ實現ヲ期スルハ最便宜ノ措置ナリト信ス（産米増産計畫案ハ別途起草中）

（以下は右頁の続きと思われるが、文字が非常に淡く、正確な転写は困難です。概略として）

... 輸入抑制ノ方法ヲ講スルノ要アリ。此ノ趣旨ニ基キ食料品ノ輸入ニ付之カ抑制ヲ加フルカ如キハ最適當ノ方策ナリト認ム。

食料品ノ輸入甲般モ多額ヲ占ムルハ外米ナリ。最近五年間ニ於ケル外米ノ輸入年平均額ハ四一、九四六、〇〇〇圓ナルヲ以テ若シ國內産米計畫ヲ樹立シ之カ輸入ヲ防遏スルトセハ、國際貨債ノ改善ニ資スルコト益シ渺少ナラサルヘシ。尤モ産米増加ニ依ル外米輸入抑制ノ效果ヲ現出スルコトハ一朝一夕ノ業ニアラスト雖、苟モ實行可能ニシテ效果アルノ手段ハ此ノ際如何ナルモノト雖之ヲ實行スルヲ要ス。加之本件ハ我國民生活上ノ最重要問題タル食糧問題ノ解決ヲ併セ伴フモノタルニ鑑ミ速ニ適切ノ産米計畫ヲ樹テ、之カ實現ヲ期スルハ最便宜ノ措置ナリト信ス（産米増産計畫案ハ別途起草中）

本件ニ關シテ日本酒造ノ爲使用スル米ノ多量ニシテ年々  
 増加スルノ趨勢ニ鑑ミ、禁酒運動及醸造方法ノ改善ニ依リ米使用  
 ノ節減ヲ圖ルコトハ國際貸借改善ニ資スル一方策ナリト謂フヘシ  
 第四、民間外資輸入抑制方策ヲ徹底的ニ實行スルコト  
 民間外資輸入ハ富商ノ爲維持ノ爲ニ效果アリト雖、國際貸借ノ將來  
 ニトリテハ頗ル憂慮スヘキ結果ヲ齎ラスコト明ナリ。  
 民間外資輸入現在額ヲ見ルニ

地方債	(大正十三年末)	一二七、四〇三、〇〇〇圓
社債	(大正十四年八月十日現在)	三二六、九六七、〇〇〇圓
計		四五四、三七〇、〇〇〇圓

ニ上リ、其ノ今後ニ於ケル元利拂所要額ハ一ケ年

約 三〇、一七八、〇〇〇圓

ノ多額ニ上ル見込ナルカ(詳細別紙丁ノ一参照)特ニ注意ヲ要スルハ

一、外資債ノ發行ニ係ルモノニシテ、最近ニ於テモ尙外資債ノ發行ハ絶ニル所ナク若シ現状ヲ以テ推移セムカ我國國庫貸借ノ決濟上急々累ヲ將來ニ貽スニ至ルヘキヤ言フ俟タサル所ナリ。  
 茲テ、此際至急民間外資債ノ發行ニ對シ何等カノ適條ナル抑制手段ヲ講スルノ要アリ。之カ具体的方法トシテハ  
 第一、現行法會上政府統制ノ及フ範圍ニ於テ左ノ措置ヲ採ルコト  
 (一) 地方團體ノ起債ニ付テハ東京市及橫濱市ノ復興公債ヲ除クノ外外債發行ヲ絕對ニ認可セサル既定ノ方針ヲ持續スルコト  
 (二) 民間ノ外資債ノ發行中特殊銀行會社ノ分ニ付テモ之ヲ認可セサル既定ノ方針ヲ持續スルコト  
 右ノ方針ハ改メテ口頭ヲ以テ特殊銀行會社ヘ傳達スルコト  
 第二、一般民間會社ノ外資債ノ發行ニ付テハ左ノ二方法アリ  
 甲、立法手段ニ依ラサル方法

外資債ノ發行ハ中民間社債ノ分ニ付テハ殆ント其ノ大部分カ大正十二年以降ノ社債發行ニ係ルモノニシテ、最近ニ於テモ尙外資債ノ發行ハ絶ニル所ナク若シ現状ヲ以テ推移セムカ我國國庫貸借ノ決濟上急々累ヲ將來ニ貽スニ至ルヘキヤ言フ俟タサル所ナリ。  
 茲テ、此際至急民間外資債ノ發行ニ對シ何等カノ適條ナル抑制手段ヲ講スルノ要アリ。之カ具体的方法トシテハ  
 第一、現行法會上政府統制ノ及フ範圍ニ於テ左ノ措置ヲ採ルコト  
 (一) 地方團體ノ起債ニ付テハ東京市及橫濱市ノ復興公債ヲ除クノ外外債發行ヲ絕對ニ認可セサル既定ノ方針ヲ持續スルコト  
 (二) 民間ノ外資債ノ發行中特殊銀行會社ノ分ニ付テモ之ヲ認可セサル既定ノ方針ヲ持續スルコト  
 右ノ方針ハ改メテ口頭ヲ以テ特殊銀行會社ヘ傳達スルコト  
 第二、一般民間會社ノ外資債ノ發行ニ付テハ左ノ二方法アリ  
 甲、立法手段ニ依ラサル方法

一、立法手續ニ依ル方法  
 二、立法手續ニ依ル方法  
 三、立法手續ニ依ル方法  
 四、立法手續ニ依ル方法  
 五、立法手續ニ依ル方法  
 六、立法手續ニ依ル方法  
 七、立法手續ニ依ル方法  
 八、立法手續ニ依ル方法  
 九、立法手續ニ依ル方法  
 十、立法手續ニ依ル方法  
 十一、立法手續ニ依ル方法  
 十二、立法手續ニ依ル方法  
 十三、立法手續ニ依ル方法  
 十四、立法手續ニ依ル方法  
 十五、立法手續ニ依ル方法  
 十六、立法手續ニ依ル方法  
 十七、立法手續ニ依ル方法  
 十八、立法手續ニ依ル方法  
 十九、立法手續ニ依ル方法  
 二十、立法手續ニ依ル方法  
 二十一、立法手續ニ依ル方法  
 二十二、立法手續ニ依ル方法  
 二十三、立法手續ニ依ル方法  
 二十四、立法手續ニ依ル方法  
 二十五、立法手續ニ依ル方法  
 二十六、立法手續ニ依ル方法  
 二十七、立法手續ニ依ル方法  
 二十八、立法手續ニ依ル方法  
 二十九、立法手續ニ依ル方法  
 三十、立法手續ニ依ル方法  
 三十一、立法手續ニ依ル方法  
 三十二、立法手續ニ依ル方法  
 三十三、立法手續ニ依ル方法  
 三十四、立法手續ニ依ル方法  
 三十五、立法手續ニ依ル方法  
 三十六、立法手續ニ依ル方法  
 三十七、立法手續ニ依ル方法  
 三十八、立法手續ニ依ル方法  
 三十九、立法手續ニ依ル方法  
 四十、立法手續ニ依ル方法  
 四十一、立法手續ニ依ル方法  
 四十二、立法手續ニ依ル方法  
 四十三、立法手續ニ依ル方法  
 四十四、立法手續ニ依ル方法  
 四十五、立法手續ニ依ル方法  
 四十六、立法手續ニ依ル方法  
 四十七、立法手續ニ依ル方法  
 四十八、立法手續ニ依ル方法  
 四十九、立法手續ニ依ル方法  
 五十、立法手續ニ依ル方法  
 五十一、立法手續ニ依ル方法  
 五十二、立法手續ニ依ル方法  
 五十三、立法手續ニ依ル方法  
 五十四、立法手續ニ依ル方法  
 五十五、立法手續ニ依ル方法  
 五十六、立法手續ニ依ル方法  
 五十七、立法手續ニ依ル方法  
 五十八、立法手續ニ依ル方法  
 五十九、立法手續ニ依ル方法  
 六十、立法手續ニ依ル方法  
 六十一、立法手續ニ依ル方法  
 六十二、立法手續ニ依ル方法  
 六十三、立法手續ニ依ル方法  
 六十四、立法手續ニ依ル方法  
 六十五、立法手續ニ依ル方法  
 六十六、立法手續ニ依ル方法  
 六十七、立法手續ニ依ル方法  
 六十八、立法手續ニ依ル方法  
 六十九、立法手續ニ依ル方法  
 七十、立法手續ニ依ル方法  
 七十一、立法手續ニ依ル方法  
 七十二、立法手續ニ依ル方法  
 七十三、立法手續ニ依ル方法  
 七十四、立法手續ニ依ル方法  
 七十五、立法手續ニ依ル方法  
 七十六、立法手續ニ依ル方法  
 七十七、立法手續ニ依ル方法  
 七十八、立法手續ニ依ル方法  
 七十九、立法手續ニ依ル方法  
 八十、立法手續ニ依ル方法  
 八十一、立法手續ニ依ル方法  
 八十二、立法手續ニ依ル方法  
 八十三、立法手續ニ依ル方法  
 八十四、立法手續ニ依ル方法  
 八十五、立法手續ニ依ル方法  
 八十六、立法手續ニ依ル方法  
 八十七、立法手續ニ依ル方法  
 八十八、立法手續ニ依ル方法  
 八十九、立法手續ニ依ル方法  
 九十、立法手續ニ依ル方法  
 九十一、立法手續ニ依ル方法  
 九十二、立法手續ニ依ル方法  
 九十三、立法手續ニ依ル方法  
 九十四、立法手續ニ依ル方法  
 九十五、立法手續ニ依ル方法  
 九十六、立法手續ニ依ル方法  
 九十七、立法手續ニ依ル方法  
 九十八、立法手續ニ依ル方法  
 九十九、立法手續ニ依ル方法  
 一百、立法手續ニ依ル方法

イ政府ハ國際貨信改善ノ大局ヨリ見テ此ノ際一般民間會社ノ外資  
 輸入ヲ抑制スルノ緊要ナル旨ヲ説キ、民間會社カ此ノ政府ノ方  
 策ヲ遵守セムコトヲ希望スル旨ヲ示メセル聲明書ヲ大蔵省ヨリ  
 發表スルコト  
 ロ民間會社ノ外資輸入ニ當リ特殊銀行會社カ仲介者タル地位ニ立  
 ツカ如キ場合ニハ之ヲ越シテ抑制スル手段ヲ講シ本件實行ヲ維  
 保スルコト  
 ハ政府ノ民間外資輸入抑制ノ方針ハ英米兩政府當局ニ通報シ同條  
 條主要英米投資家ニモ知ラシメ我國民間會社ノ爲ニ起見引受ヲ  
 爲スカ如キ場合ニハ急メ帝國政府ノ瞭解ヲ得タル上ニ於テ之カ  
 交渉ヲ進ムル様希望スル旨ヲ適當ノ方法ニ依リ通報シ置クコト  
 乙、立法手續ニ依ル方法  
 立法手續ニ依リ一般民間會社ノ外資輸入ヲ抑制スルハ極メテ適確  
 ニシテ徹底的ナル方法ナリ（前外國ニ於ケル立法例トシテハ之ニ



相當セルモノナク、反對ニ海外投資ヲ制限スルノ立法例アルノミナリ。獨逸ニ付テハ公共団体ノ外國信用設定制限ニ關スル方針ヲ決定セルモノアルモ、一般民間會社ニ適用アルモノニアラス。立法手段ニ依リ抑制ノ方法ヲ講スルトシタル場合ニハ別紙丁ノ三所載ノ通り勅令ヲ制定シ之カ手續ヲ大藏省告示（別紙丁ノ四参照）ニ規定スルヲ適當ト認ム

右ノ甲乙兩方法何レヲ可トスルヤト云フニ甲ノ方法ヲ採ルトキハ取締困難ニシテ適確ニ所期ノ目的ヲ達スルヲ得サルヲ以テ乙ノ方法ニ依ルコトトスルヲ適當ト思惟ス

第五、政府ノ海外起債ハ今後絶對ニ之ヲ實行セサルノ方針ヲ採リ、且明春償還期到來スヘキ舊關西社債百萬磅ハ之ヲ現金償還ヲ爲スコト（舊關西社債償還ノ件ニ付テハ別紙戊参照）

右諸般ノ施設ニ依リ後何ノ輸入抑制又ハ貿易外資出ノ減少ヲ見ルヘキヤ算定困難ナリト雖初年ニ於テハ少クトモ五千萬圓爾後年ト共ニ増加シテ

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible due to fading and ghosting.)



乙。輸出ノ促進及貿易外收入ノ増加

國際貸借改善ノ積極的方策トモ附アヘキハ輸出ノ促進及貿易外收入ノ増加ヲ圖ルヘキ方策ヲ講スルコトナリ。右ノ内貿易外收入ノ増加ヲ圖ルコトハ實行願ル困難ナルコトニ屬スルヲ以テ所期ノ目的ヲ達スル爲ニハ主力ヲ輸出ノ促進ニ注カサルヘカラス。

既ニ述ヘタルカ如ク國際貸借改善ノ目標金額ヲ大体二億五千萬ト視テシ其ノ中少ナクトモ約五千萬圓ハ前記甲、輸入抑制等ノ方策ニ依リ其ノ目的ヲ達シ得ルモノトセハ輸出方面ニ於テ負擔スルヲ要スル金額ハ二億圓トナル此ノ二億圓ノ輸出増加ヲ圖ル爲ニハ如何ナル輸出品ヲ選擇シ之ニ向テ獎勵策ヲ講シテ可ナリヤ。吾人ハ我國輸出品工業並其ノ海外販路ノ現状及將來ヲ觀察シ左ノ通りノ品種ヲ擧ケ之ニ輸出増進ノ金額ヲ分擔セシメムトス

一 絲製品（絹絲、絹布）  
一 織物

一 雜貨類（米、麥、豆、油、糖、茶、紙、布、皮革、藥材、香料、染料、肥料、農具、機械、電氣製品、化學製品、醫藥、化粧品、玩具、文具、書籍、新聞紙、印刷品、其他）





シ其ノ機能ヲ發揮セシムルコト

二重要輸出品工業組合及輸出組合ニ對スル資金上ノ援助ヲ爲スコト

A 本件ニ付テハ爲替資金上ノ援助ニ關シ最近別紙已ノ通り決定セ  
ルヲ以テ該決定ノ實行ヲ關シ、尙其ノ實績ニ徴シテ適宜改善ノ  
方法ヲ研スルコト。

B 石ノ爲替資金上ノ援助ト共ニ一面其ノ節立及初期ノ事業ヲ助成  
スル趣意ヲ以テ大藏省預金部又ハ簡易生命保險積立金ヨリ從來  
勸業銀行ヲ經テ産業組合其他各種組合ニ低利資金ノ融通ヲ爲シ  
タルト同様ノ方法ニ依リ勸業銀行又ハ正金銀行ヲ通シ組合ノ固  
定の設備資金トシテ低利ノ資金融通ノ途ヲ開クヲ適當ト認ム

三輸出品原料ニ對スル關稅ノ減免又ハ戻稅制度ヲ擴張スルコト

關稅定率改正ニ付テハ其ノ各方面ニ及ホス影響頗ル重大ナルモノ  
アリ慎重研究ヲ要スルモノアルニシト認メラルル處輸出促進ノ爲  
ニ前掲輸出品目ノ所要原料ノ輸入ニ付テハ關稅改正ニ依リ其ノ

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including a table with columns and rows of illegible characters.)

税ノ減免ヲ圖ルカ然ラサルトキハ長稅制度ヲ擴張スルノ方策ヲ樹  
 シ之ニ必要ナル勅令ノ改正ヲ行フコトハ例ハハ生絲、硝子板原  
 料、泡綿電線原料等  
 四、重要輸出品及其ノ原料品ニ對スル販運運費ハ大正七年九月改正前  
 ノ貨率以内ニ引下ケ尙遠距離運送ニ對シテハ運賃割引率ヲ一層起  
 増スルコト  
 (別紙炭帝國經濟會議ノ決議参照)

第二、特種輸出品ニ對スル輸出促進策

期下ノ國際貨價ノ危機ニ際シ其ノ巨額ナル運賃ヲ轉換スル爲ニハ以  
 上述べタル一般の輸出促進策ノ外特ニ有望ナル重要輸出品ニ對シ凡  
 ニル保護獎勵ノ方策ヲ講シ其ノ輸出促進ノ爲全權ノ努力ヲ傾注スル  
 コト緊要ナリ而シテ右特種輸出品トシテ茲ニ綿製品及絹製品ノ二ニ  
 付其ノ施設ニ可キ事項ヲ摘記セムトス  
 (A) 綿製品ニ對スル輸出促進策

我國ノ棉製品輸出額ハ最近五ヶ年平均約四億圓ニシテ前記輸出増進ノ目標ニ據ンハ之ヲ六億五千萬圓ニ増加スルノ要アリ是レ一見甚タ至難ノ業タルニ似タリト雖モ巴爾幹半島以東ノ南洋東洋諸國ニ於ケル棉製品ノ一年間輸入額約二十三億圓ニ達シ(附録辛參照)亞細亞全土ニ於ケル消費量約四十億圓ト算セラレ一面我國ノ紡績業カ(イ)資金ノ低廉ニシテ生産費安ク運賃其ノ他ノ諸點ニ於テ地理的ニ最も有利ナルコト(ロ)紡績業者及棉業者ノ先物取引巧妙ニシテ原棉買付及製品賣付ニ付英米ノ所業者ヨリ常ニ有利ナル地位ニ在ルコト(ハ)混棉ノ技術特ニ優秀ナルコト(ニ)上述ノ原因ニ因リ日本總糸力常ニ割安ナルコト等ノ理由ニ依リ他ノ追賤ヲ許ササル長所ヲ有セルヲ以テ將來歐米先進國ト競争シテ我カ販路ヲ擴張シ得ルノ余蘊頗ル大ナリ故ニ棉製品ノ輸出促進ニ對シ特ニ保護獎勵策ヲ講スルコトハ貿易政策上最も機宜且有效ナル措置ナリト謂ハサル可カラズ以下其ノ方策ヲ記述スヘシ

我國ノ棉製品輸出額ハ最近五ヶ年平均約四億圓ニシテ前記輸出増進ノ目標ニ據ンハ之ヲ六億五千萬圓ニ増加スルノ要アリ是レ一見甚タ至難ノ業タルニ似タリト雖モ巴爾幹半島以東ノ南洋東洋諸國ニ於ケル棉製品ノ一年間輸入額約二十三億圓ニ達シ(附録辛參照)亞細亞全土ニ於ケル消費量約四十億圓ト算セラレ一面我國ノ紡績業カ(イ)資金ノ低廉ニシテ生産費安ク運賃其ノ他ノ諸點ニ於テ地理的ニ最も有利ナルコト(ロ)紡績業者及棉業者ノ先物取引巧妙ニシテ原棉買付及製品賣付ニ付英米ノ所業者ヨリ常ニ有利ナル地位ニ在ルコト(ハ)混棉ノ技術特ニ優秀ナルコト(ニ)上述ノ原因ニ因リ日本總糸力常ニ割安ナルコト等ノ理由ニ依リ他ノ追賤ヲ許ササル長所ヲ有セルヲ以テ將來歐米先進國ト競争シテ我カ販路ヲ擴張シ得ルノ余蘊頗ル大ナリ故ニ棉製品ノ輸出促進ニ對シ特ニ保護獎勵策ヲ講スルコトハ貿易政策上最も機宜且有效ナル措置ナリト謂ハサル可カラズ以下其ノ方策ヲ記述スヘシ

(一) 高級品ノ製造ヲ研究奨励スルコト

今棉花ノ消費量ト其ノ製品價格トノ割合ニ付英國ト我朝トヲ比較スルニ英國ハ大正十二年ニ於テ棉花ノ輸入量二百七十萬担其ノ價格八圓六千萬圓ニ對シ綿製品輸出額ハ十七圓七千萬圓ナルニ我朝ハ同年ニ於テ棉花ノ輸入量二百八十八萬担(支那ニ於ケル日本紡績業ノ使用量ヲ含ム)ノ價格六圓二千萬圓ニ對シ綿製品輸出額ハ僅カニ三圓三千萬圓ニ過キス其ノ相違ハ用國綿製品ノ等級ニ於テ甚シキ懸隔アルヲ示スモノニシテ我國紡績業カ高級品ノ製出ニ於テ尙研究ノ余地頗ル大ナルヲ語ルモノナリ若シ今日以上高級品ノ製造ニ成功スルトキハソレ支那棉ノ消費量ヲ節約シ得ルコトトナリ尙尙貸借ノ改善ニ貢獻スルハ頗ル大ナルモノアリ之ヲ以テ我朝綿業ノ將來ハ一ニ高級品ノ研究及製出ニ在リト謂フ可ク之レカ爲メ相當大規模ノ成立棉業研究所設置ニ付計畫ヲ進ムルコト國家ノ要務ナリト認メラル

今棉花ノ消費量ト其ノ製品價格トノ割合ニ付英國ト我朝トヲ比較スルニ英國ハ大正十二年ニ於テ棉花ノ輸入量二百七十萬担其ノ價格八圓六千萬圓ニ對シ綿製品輸出額ハ十七圓七千萬圓ナルニ我朝ハ同年ニ於テ棉花ノ輸入量二百八十八萬担(支那ニ於ケル日本紡績業ノ使用量ヲ含ム)ノ價格六圓二千萬圓ニ對シ綿製品輸出額ハ僅カニ三圓三千萬圓ニ過キス其ノ相違ハ用國綿製品ノ等級ニ於テ甚シキ懸隔アルヲ示スモノニシテ我國紡績業カ高級品ノ製出ニ於テ尙研究ノ余地頗ル大ナルヲ語ルモノナリ若シ今日以上高級品ノ製造ニ成功スルトキハソレ支那棉ノ消費量ヲ節約シ得ルコトトナリ尙尙貸借ノ改善ニ貢獻スルハ頗ル大ナルモノアリ之ヲ以テ我朝綿業ノ將來ハ一ニ高級品ノ研究及製出ニ在リト謂フ可ク之レカ爲メ相當大規模ノ成立棉業研究所設置ニ付計畫ヲ進ムルコト國家ノ要務ナリト認メラル



一、各地方ノ個人事業家ヲシテ速ニ重要輸出品工業組合ヲ組織セシ  
 メ製品ノ粗製濫造ヲ戒メ検査ヲ厳重ニシテ規格ヲ統一シ共同ノ  
 商標ヲ使用シテ之カ徹底ニ努ムルコト  
 二、從來ノ小巾綿布ニ代ヘ國中綿布ノ製造ヲ奨励シ政府ニ於テ補助  
 金制度ヲ設ケ其ノ促進ヲ圖ルコト  
 三、印度洋航路ノ延長ヲ圖ルコト  
 目下日本郵船其ノ他ノ本邦船會社ノ印度洋航路ハ蓋止リニシ  
 テ小亞細亞地方及阿弗利加東海岸地方ニ輸出スル綿絲布ハ荷物  
 積換ノ爲多大ノ経費ト日歐トヲ要スルヲ以テ印度洋航路ヲ益買  
 ヲリ更ニ小亞細亞地方及阿弗利加東海岸迄延長スルカ南米航路  
 ノ汽船ヲシテケイブタウンノ外阿弗利加東海岸ニ寄港セシムル  
 カ又ハ同地方巡航ノ爲特別汽船ヲ配置スルカ何レカノ方法ニ依  
 リ送送上ノ便宜ヲ圖ルコト此ノ點ニ於テハ賠償特別會計所有船  
 又ハ國營汽船會社所屬船ヲ使用スルモ一案ナルヘシ

一、各地方ノ個人事業家ヲシテ速ニ重要輸出品工業組合ヲ組織セシ  
 メ製品ノ粗製濫造ヲ戒メ検査ヲ厳重ニシテ規格ヲ統一シ共同ノ  
 商標ヲ使用シテ之カ徹底ニ努ムルコト  
 二、從來ノ小巾綿布ニ代ヘ國中綿布ノ製造ヲ奨励シ政府ニ於テ補助  
 金制度ヲ設ケ其ノ促進ヲ圖ルコト  
 三、印度洋航路ノ延長ヲ圖ルコト  
 目下日本郵船其ノ他ノ本邦船會社ノ印度洋航路ハ蓋止リニシ  
 テ小亞細亞地方及阿弗利加東海岸地方ニ輸出スル綿絲布ハ荷物  
 積換ノ爲多大ノ経費ト日歐トヲ要スルヲ以テ印度洋航路ヲ益買  
 ヲリ更ニ小亞細亞地方及阿弗利加東海岸迄延長スルカ南米航路  
 ノ汽船ヲシテケイブタウンノ外阿弗利加東海岸ニ寄港セシムル  
 カ又ハ同地方巡航ノ爲特別汽船ヲ配置スルカ何レカノ方法ニ依  
 リ送送上ノ便宜ヲ圖ルコト此ノ點ニ於テハ賠償特別會計所有船  
 又ハ國營汽船會社所屬船ヲ使用スルモ一案ナルヘシ

國債正並銀行ヲシテアレキサンドリヤ及南阿ケイプタワンニ支  
 店ヲ設置セシムルコト次テ東阿弗利加ダールバンニ支店又ハ出  
 所ヲ設ケシムルコト  
 内務省ノ輸入税ヲ撤廢シ操短廢止ヲ斷行セシムルコト  
 現行ノ綿糸關稅ハ本邦ノ紡績業カ僅々四五十萬圓ヲ有スルニ過  
 キサリシ時代ノ遺物ニシテ既ニ五百萬圓ヲ有シ紡績會社ノ平均  
 利益率二割五分ニ達セル今日ニ於テハ既ニ關稅保護ノ必要消滅  
 シタルノミナラス之アルカ爲却テ恐ニ操業短縮ヲ行ヒ綿布及ス  
 リヤス等ノ原料糸ノ價格ヲ鈎上ケ此等綿製品ノ輸出ヲ阻害スル  
 ノ結果ヲ來セリ故ニ此ノ關稅糸關稅ノ撤廢ヲ行ヒ操短廢止ヲ斷  
 行セシムルコトハ最モ緊要ノ事ナリト認メラル

(B) 綿織物ニ對スル輸出促進策

本邦ノ生糸輸出ハ近年既ニ其ノ頂點ニ達シタルヤノ感アルノミナ  
 ラス一方ニ於テハ人造絹糸及支那蠶糸ノ勃發アルヲ以テ今日以上

多大ノ輸出増加ヲ期待スルコトハ困難ナリト思惟セララル然ルニ絹織物ハ其ノ製法意匠ニ付充分ノ工夫ヲ施スニ於テハ尙需要増加ノ余地アリトセララル殊ニ紡績絹絲ヲ使用スル所關富士絹ノ如キハ已ニ世界ノ市場ニ於テノ地位ヲ保チ大正元年ニ於テ僅々五千圓ノ産出ニ達キサリシモノ大正十二年ニ於テ千三百萬圓大正十三年ハ後ニ二千萬圓ヲ超過スルノ盛況ヲ示シ此ノ上尙上伸ノ見込充分ナリトセララル又滿洲産柞蠶紡績絲ヲ使用スル柞紡絹緋ハ大正十一年以來米、加、泰、陀、南米諸國ニ輸出セラレ其ノ金額ニ於テハ末々漸クニ足ラスト雖モ原料ノ輸入等ニ關シ必要ノ保護獎勵ヲ加ヘラルルニ於テハ數千萬圓ノ輸出ヲ見ルハ甚メテ易々タリト稱セララル而シテ其ノ輸出獎勵策トシテ施設ヲ要スル事項左ノ如シ

(一) 製業家ヲシテ重要輸出品工業組合ヲ組織セシメ製品ノ検査ヲ嚴重ニシテ粗製濫造ヲ戒メ其ノ品質ヲ統一シ以テ其ノ信用ノ維持ニ努メシムルコト

絹織物ノ輸出増加ヲ期待スルコトハ困難ナリト思惟セララル然ルニ絹織物ハ其ノ製法意匠ニ付充分ノ工夫ヲ施スニ於テハ尙需要増加ノ余地アリトセララル殊ニ紡績絹絲ヲ使用スル所關富士絹ノ如キハ已ニ世界ノ市場ニ於テノ地位ヲ保チ大正元年ニ於テ僅々五千圓ノ産出ニ達キサリシモノ大正十二年ニ於テ千三百萬圓大正十三年ハ後ニ二千萬圓ヲ超過スルノ盛況ヲ示シ此ノ上尙上伸ノ見込充分ナリトセララル又滿洲産柞蠶紡績絲ヲ使用スル柞紡絹緋ハ大正十一年以來米、加、泰、陀、南米諸國ニ輸出セラレ其ノ金額ニ於テハ末々漸クニ足ラスト雖モ原料ノ輸入等ニ關シ必要ノ保護獎勵ヲ加ヘラルルニ於テハ數千萬圓ノ輸出ヲ見ルハ甚メテ易々タリト稱セララル而シテ其ノ輸出獎勵策トシテ施設ヲ要スル事項左ノ如シ

(一) 製業家ヲシテ重要輸出品工業組合ヲ組織セシメ製品ノ検査ヲ嚴重ニシテ粗製濫造ヲ戒メ其ノ品質ヲ統一シ以テ其ノ信用ノ維持ニ努メシムルコト

（一）在 海外領事等ヲシテ特ニ本品ニ對スル新販路ノ擴張ニ盡力セシムルコト  
（二）關稅ノ改正ニ依リ輸入生糸（現行從價三割）ヲ無稅トスルコト  
若シ關稅改正不可能ナルトキハ戻稅制度ニ依リ其ノ輸入稅ノ負擔ヲ免レシムルコト

第三、商務書記官領事等ヲ召集シテ貿易促進會議ヲ開催スルコト

東洋南洋方面各地ニ於ケル商務官領事其ノ他商工省派遣員等ノ會議ヲ召集シテ各方面ノ貿易ニ關係スル爲替銀行、船會社及保險會社ノ代表者ヲ交エ、本邦輸出品（主トシテ特定輸出品）ニ對スル販路ノ擴張、貿易業者ニ對スル爲替海上輸送、保險契約上ノ利便増進並而商務書記官、領事等ト外務商工本省トノ連絡方法等ニ付具體的ノ協議ヲ遂ケ之ヲ實行スルコト

備考 領事等ノ各管轄區域ニ對シ前掲輸出増加目標金額三億



第... 駐露大使事務官ヲ任命スルコト  
對露經濟關係ハ日露國交ノ恢復ニ伴ヒ頓ニ緊密ノ度ヲ加フルニ至リ  
西比利亞ハ勿論歐羅ニ於ケル財政經濟ノ調査研究、我國對露貿易促  
進策樹立ノ要ハ愈々緊切トナリタリ、故テ新ニ大藏事務官ヲ露國ニ  
駐在セシメ之ニ相當ノ部下ヲ配屬シテ右ノ任ニ當ラシメ、對外經濟運  
展ノ進ヲ詳セシムルコトトスヘシ。  
右ニ要スル經費ハ之ヲ大正十五年度豫算ニ計上シ大正十五年度ヨリ  
實行スルヲ適當ト認ム

五千萬圓中相當額ヲ割當テ領事等ヲシテ此ノ相當額支ノ  
輸出増進策ヲ立テシメ努力之ヲ實現セシムルコトモ一ノ  
有效ナル方法ナルヘシ

第四、駐露大使事務官ヲ任命スルコト

對露經濟關係ハ日露國交ノ恢復ニ伴ヒ頓ニ緊密ノ度ヲ加フルニ至リ  
西比利亞ハ勿論歐羅ニ於ケル財政經濟ノ調査研究、我國對露貿易促  
進策樹立ノ要ハ愈々緊切トナリタリ、故テ新ニ大藏事務官ヲ露國ニ  
駐在セシメ之ニ相當ノ部下ヲ配屬シテ右ノ任ニ當ラシメ、對外經濟運  
展ノ進ヲ詳セシムルコトトスヘシ。  
右ニ要スル經費ハ之ヲ大正十五年度豫算ニ計上シ大正十五年度ヨリ  
實行スルヲ適當ト認ム

第五、無條約國ニ對シテハ建ニ通商條約ヲ締結シ本邦產出貿易ノ促進ニ  
資セシムルコト（無條約國ニ付テハ別冊全對外通商關係現在一覽表参照）

第六、貿易外匯入ノ増加策トシテハ優待船ヲ延遠スルコト、對外放賣  
 ヲ獎勵スルコト等詳究スヘキ種々ノ問題アルヘキモ此等ハ皆々他  
 日ノ問題ニ譲ルコトトセリ。(附録發給版)

丙、總論(關係各省勸業會ヲ開催スルコト)

上記各項ノ施設タル單ニ大藏省所管ノ事項ノミニアラス、他管衙  
 官ノ事項ヲ含ミ、又各省間協調實行スルニアラサレハ到底其ノ效  
 果ヲ望ムルヲ得サルモノアリ。從テ之ヲ實行ニ先立テ、關係各省  
 主任官ノ協議會ヲ開キ關係重ノ詳究ヲ遂ケテ之ヲ完全ナルモノト  
 爲シ又ハ他ニ適當ナル方策アラハ之ヲモ進取スル等實行の成案ヲ  
 作り各省協力實行ノ術ニ當ルノ順序ヲ探ルヲ適當ト認ム。

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible due to fading and ghosting. Some characters like '第六' and '貿易' are visible.)

此ノ趣旨ヨリ閣議ノ決定ヲ經テ先ツ臨時貸借改善協議會ヲ開催スル  
コトトスヘシ。其ノ組織左ノ如シ

會長 大蔵大臣  
會員 大蔵政務次官

大蔵次官  
内務次官  
外務次官  
商工次官  
農林次官  
逓信次官

其ノ他必要ニ應シテ關係各省主任官中ヨリ會  
員及幹事ヲ適宜任命又ハ囑任ス

右協議會ニ於テハ大体ノ調査題目範圍ヲ定メ之ヲ各主管省ノ調査ニ移  
スモノトス。例ハ輸出促進ニ關スル施設ノ如キハ商工省ニ移シ、商工

此ノ趣旨ヨリ閣議ノ決定ヲ經テ先ツ臨時貸借改善協議會ヲ開催スル  
コトトスヘシ。其ノ組織左ノ如シ  
會長 大蔵大臣  
會員 大蔵政務次官  
大蔵次官  
内務次官  
外務次官  
商工次官  
農林次官  
逓信次官  
其ノ他必要ニ應シテ關係各省主任官中ヨリ會  
員及幹事ヲ適宜任命又ハ囑任ス  
右協議會ニ於テハ大体ノ調査題目範圍ヲ定メ之ヲ各主管省ノ調査ニ移  
スモノトス。例ハ輸出促進ニ關スル施設ノ如キハ商工省ニ移シ、商工

省ハ各省關係主任官ヲ名致シテ具體的施設ヲ研究スルモノトスロ  
 右研究ノ結果ハ主務大臣ニ於テ各取案ト爲シテ之ヲ閣議ニ提出シ、其  
 ノ後ヲ經テ實行ニ着手スルコトトスヘシ

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to fading and bleed-through.)